

出雲市監査委員告示 第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

平成30年（2018）5月9日

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 萬 代 輝 正

監 査 第 1 0 号

平成 3 0 年 (2018) 5 月 9 日

出 雲 市 議 会 議 長 様
出 雲 市 長 様
出雲市教育委員会教育長 様

出雲市監査委員 周 藤 滋

出雲市監査委員 吾 郷 紘 一

出雲市監査委員 萬 代 輝 正

行政監査の結果について (報告)

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

平成29年度(2017)出雲市行政監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

2 監査の対象

本市の行政手続条例における処分等に関する事務の状況

3 監査の着眼点

(1) 事務処理体制等について

ア 審査基準の設定及び公表は適切に行われているか。

イ 標準処理期間の設定及び公表は適切に行われているか。

ウ 不利益処分の基準の設定及び公表は適切に行われているか。

(2) 事務の執行について

ア 事務の執行は適切に行われているか。

4 監査対象部局

出雲市行政手続条例における処分及び行政指導に関する事務を取扱う全部局

5 監査の主な実施手続

監査の着眼点に基づき、監査対象部局に対し監査調書及び関係書類の提出を求め、事務調査及び本監査を行い、また、関係職員からの事情聴取を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局

(2) 日 程 平成30年1月26日から平成30年5月9日まで

7 監査を執行した監査委員名

出雲市識見監査委員 周 藤 滋

出雲市識見監査委員 吾 郷 紘 一

出雲市議選監査委員 萬 代 輝 正

第2 監査実施の背景

地方公共団体における許認可等の事務は、市民生活に密接に関わり、市民の権利義務を具体的に決定するものであることから、その事務手続きが公正かつ迅速に行われることは、市政に対する市民の信頼を確保するうえで重要である。

こうした行政手続については、国では行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的に行政手続法（以下「手続法」という。）が施行され、本市においても、手続法の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるため出雲市行政手続条例（以下「手続条例」という。）が施行されている。

本市において、この手続条例施行後、約13年が経過したが、許認可等の事務が例規等の定めに従い、適正かつ迅速に執行されているか等の観点から監査を実施し、行政サービスの向上に資するものである。

第3 監査の結果

1 許認可等事務の状況

(1) 監査対象事務及び監査対象部局

監査の対象部局等としたのは、表1のとおりである。

なお、今回の監査は、平成28年3月4日付「行政手続法及び出雲市行政手続条例に基づく審査基準等の整備について（依頼）」により、総務部総務課が把握した本市の手続条例の適用を受ける許認可等の事務の平成28年度における状況を対象とし、実施した。

手続条例を適用した許認可の事務は、監査対象とした12部局の41課（室）において所掌されており、481事務、処理件数は972,214件であった。

手続条例を適用した不利益処分に関する事務は、監査対象とした12部局の38課（室）において所掌されており、465事務、処理件数は768,307件であった。

表1 監査対象部局等及び許認可等の事務数並びに処分件数

（単位：事務数）

事務を所掌する部局等の名称	許認可事務		不利益処分		合計	
	事務数	処分件数（件）	事務数	処分件数（件）	事務数	処分件数（件）
総合政策部	13	28,408	24	7,351	37	35,759
総務部	5	77	2	0	7	77
財政部	5	5,402	2	228,620	7	234,022
健康福祉部	53	359,519	47	152,654	100	512,173
子ども未来部	13	2,418	14	81,503	27	83,921
市民文化部	153	240,136	136	40,197	289	280,333
経済環境部	88	306,716	78	1,832	166	308,548
農林水産部	34	1,862	30	733	64	2,595
都市建設部	54	7,044	40	6,273	94	13,317
上下水道局	48	3,749	79	248,349	127	252,098
教育部	12	16,517	9	795	21	17,312
総合医療センター	3	366	4	0	7	366
合計	481	972,214	465	768,307	946	1,740,521

（注）「処分件数（件）」欄の数は、処分件数が推計又は不明であったものを除いたものである。

(2) 審査基準の設定及び公表の状況

手続条例においては、行政庁は、申請により求められた許認可等の可否を判断するための基準（以下「審査基準」という。）を定めることとされている。

また、審査基準は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により、公にしておかなければならないとされている。

以上のことから、審査基準の設定及び公表の状況について調査したところ、結果は以下のとおりであった。

ア 審査基準の設定及び公表の有無

設定及び公表の有無の状況は、表2のとおりであった。

審査基準は、481 事務すべてに設定されていた。

公表については、402 事務（83.6%）で公表されていたが、10 課における 77 事務（16.0%）で公表されていなかった。（※1）（※2）

公表がされていない理由の要旨として、問い合わせのあった場合に説明等を行うこととしていることや、申請等の対象者が限定的であることから「必要性を感じなかった」としたのが5課、「認識していなかった」としたのが5課であった。

（※1）以下、文中の比率は、表示単位未満を四捨五入している。

（※2）財政部の所掌する事務のうち、手数料の還付及び減免の2事務においては、複数の課等で事務が執行され、公表の有無がまちまちであったことから、計上していない。また、割合の合計は100%とはならない。

表2 審査基準の設定及び公表の有無

（単位：事務数）

事務を所掌する 部局等の名称	許認可 事務数	審査基準の設定			
		設定して いる事務	うち、公 表してい る事務	うち、公 表してい ない事務	設定して いない 事務
総合政策部	13	13	10	3	0
総務部	5	5	5	0	0
財政部	5	5	1	2	0
健康福祉部	53	53	37	16	0
子ども未来部	13	13	6	7	0
市民文化部	153	153	153	0	0
経済環境部	88	88	88	0	0
農林水産部	34	34	12	22	0
都市建設部	54	54	33	21	0
上下水道局	48	48	48	0	0
教育部	12	12	6	6	0
総合医療センター	3	3	3	0	0
合計	481	481	402	77	0

イ 審査基準の公表の方法

公表の方法については、表3のとおりであった。

審査基準を設定しており、かつその公表を行っている事務の数は402事務であった。

公表の方法として、処分機関又は処分機関以外の受付機関のいずれか又は両方の窓口への備付けの方法を採っているものは238事務であった。

また、「ホームページ」を用いているものの一部に、市の例規がホームページに掲載されていることをもって公表しているとみなしているものも見受けられた。

「その他」の主な内容は、「処分や受付を執行しない市の所掌課への備付け（99事務）」、「パンフレット等（10事務）」、「申請者へ個別に周知（6事務）」などであった。

表3 審査基準の公表の方法

(単位：事務数)

事務を所掌する 部局等の名称	審査基準を設定 しており、かつ その公表を行っ ている事務の数	公表の方法（複数回答）			
		処分機関窓 口への備付 け	処分機関以 外の受付機 関窓口への 備付け	ホームペー ジ	その他
総合政策部	10	4	1	6	4
総務部	5	4	0	0	1
財政部	1	0	0	1	0
健康福祉部	37	34	9	4	8
子ども未来部	6	3	3	6	1
市民文化部	153	27	0	5	133
経済環境部	88	68	20	3	0
農林水産部	12	12	0	11	1
都市建設部	33	33	9	15	0
上下水道局	48	48	1	0	2
教育部	6	1	0	4	3
総合医療センター	3	3	0	0	0
合計	402	237	43	55	153

(注)「公表の方法」は複数回答であるため、その合計は「審査基準を設定しており、かつその公表を行っている事務の数」の合計とは一致しない。

(3) 標準処理期間の設定及び公表の状況

手続条例においては、行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めることとされている。

また、標準処理期間を定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないとされている。

以上のことから、標準処理期間の設定及び公表の状況について調査したところ、結果は以下のとおりであった。

ア 標準処理期間の設定及び公表の有無

設定及び公表の有無の状況は、表4のとおりであった。

標準処理期間は、478 事務（99.4%）で設定されていたが、3 事務（0.6%）で設定されていなかった。

公表については、標準処理期間を設定している事務のうち 349 事務（73.0%）で公表されていたが、19 課における 127 事務（26.6%）で公表されていなかった。

（※3）

公表がされていない理由の要旨として、問い合わせのあった場合に説明等を行うこととしていることなどから「必要性を感じなかった」としたのが11課、「認識していなかった」としたのが8課であった。

（※3）（※2）と同様の理由により2事務については、計上していない。また、割合の合計は100%とはならない。

表4 標準処理期間の設定及び公表の有無

（単位：事務数）

事務を所掌する 部局等の名称	許認可 事務数	標準処理期間の設定			設定して いない 事務
		設定して いる事務	うち、公 表してい る事務	うち、公 表してい ない事務	
総合政策部	13	13	8	5	0
総務部	5	5	4	1	0
財政部	5	5	0	3	0
健康福祉部	53	53	24	29	0
子ども未来部	13	13	0	13	0
市民文化部	153	153	149	4	0
経済環境部	88	88	82	6	0
農林水産部	34	34	12	22	0
都市建設部	54	51	18	33	3
上下水道局	48	48	48	0	0
教育部	12	12	4	8	0
総合医療センター	3	3	0	3	0
合計	481	478	349	127	3

イ 標準処理期間の公表の方法

公表の方法については、表5のとおりであった。

標準処理期間を設定しており、かつその公表を行っている事務の数は349事務であった。

公表の方法として、処分機関又は処分機関以外の受付機関のいずれか又は両方の窓口への備付けの方法を採っているものは219事務であった。

「その他」の主な内容は、「処分や受付を執行しない市の所掌課への備付け（99事務）」、「パンフレット等（10事務）」、「申請者へ個別に周知（6事務）」などであった。

表5 標準処理期間の公表の方法

(単位：事務数)

事務を所掌する 部局等の名称	標準処理期間を設定しており、かつその公表を行っている事務の数	公表の方法（複数回答）			
		処分機関窓口への備付け	処分機関以外の受付機関窓口への備付け	ホームページ	その他
総合政策部	8	6	0	0	2
総務部	4	4	0	0	0
財政部	0	0	0	0	0
健康福祉部	24	23	5	0	2
子ども未来部	0	0	0	0	0
市民文化部	149	27	0	1	133
経済環境部	82	61	21	0	0
農林水産部	12	11	0	0	1
都市建設部	18	18	3	4	0
上下水道局	48	48	1	0	0
教育部	4	0	0	3	1
総合医療センター	0	0	0	0	0
合計	349	198	30	8	139

(注)「公表の方法」は複数回答であるため、その合計は「標準処理期間を設定しており、かつその公表を行っている事務の数」の数の合計とは一致しない。

- ウ 標準処理期間内に処分が為されていない事案のあった事務の状況
- 標準処理期間内に処分が為されていない事案のあった事務は 14 事務であった。
このうち 10 事務において事案数は 435 件、4 事務において事案数は不明であった。
標準処理期間内に処分が為されなかった理由は表 6 のとおりであった。

表 6 標準処理期間内に処分が為されていない事案のあった事務の状況

標準処理期間内に処分が為されていない事案の生じた理由	事務数 (単位:事務)	事案数 (単位:件)	備 考
審査の過程において、申請者に追加資料の提出や是正を求め、その対応に不測の時間を要したため	10	402	10 事務のうち 4 事務においては事案数が不明。
標準処理期間が適切に設定されていないため	3	7	
事務処理の便宜上、申請件数が一定数まとまった段階で処分していたため	1	26	

- エ 許認可等を拒否する処分の状況

手続条例においては、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとされている。

以上のことから、許認可等を拒否する処分の状況について調査したところ、5事務において6,857件が生じていたが、すべてにおいて処分の理由の提示は為されていた。

(4) 不利益処分の基準に関する設定及び公表の状況

手続条例においては、行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならないとされている。

以上のことから、処分基準の設定及び公表の状況について調査したところ、結果は以下のとおりであった。

ア 処分基準の設定及び公表の有無

設定及び公表の状況については、表7のとおりであった。

処分基準は、465 事務すべてに設定されていた。

公表については、404 事務（86.9%）で公表されていたが、13 課における 60 事務（12.9%）で公表されていなかった。（※4）

（※4） 財政部の所掌する手数料等の徴収事務は、複数の課等で事務が執行され、公表の有無がまちまちであったことから、計上していない。また、割合の合計は100%とはならない。

表7 処分基準の設定及び公表の有無

（単位：事務数）

事務を所掌する 部局等の名称	不利益 処分に 関する 事務数	処分基準の設定			設定して いない 事務
		設定して いる事務	うち、公 表してい る事務	うち、公 表してい ない事務	
総合政策部	24	24	20	4	0
総務部	2	2	2	0	0
財政部	2	2	0	1	0
健康福祉部	47	47	38	9	0
子ども未来部	14	14	3	11	0
市民文化部	136	136	136	0	0
経済環境部	78	78	77	1	0
農林水産部	30	30	12	18	0
都市建設部	40	40	29	11	0
上下水道局	79	79	79	0	0
教育部	9	9	4	5	0
総合医療センター	4	4	4	0	0
合計	465	465	404	60	0

イ 処分基準の公表の方法

公表の方法については、表8のとおりであった。

処分基準を設定しており、かつその公表を行っている事務の数は404事務であった。

公表の方法として、処分機関又は処分機関以外の受付機関のいずれか又は両方の窓口への備付けの方法を採っているものは320事務であった。

「その他」の主な内容は、「処分や受付を執行しない市の所掌課への備付け（69事務）」、「不利益処分の対象者へ個別に周知（9事務）」、「市の広報誌・パンフレット等（6事務）」であった。

表8 処分基準の公表の方法

(単位：事務数)

事務を所掌する 部局等の名称	処分基準を設定 設定しており、かつその 公表を行っている事務の数	公表の方法（複数回答）			
		処分機関窓 口への備付 け	処分機関以 外の受付機 関窓口への 備付け	ホームペー ジ	その他
総合政策部	20	3	0	19	5
総務部	2	2	0	0	0
財政部	0	0	0	0	0
健康福祉部	38	36	5	4	2
子ども未来部	3	1	1	3	2
市民文化部	136	82	0	6	69
経済環境部	77	61	11	3	5
農林水産部	12	12	0	12	0
都市建設部	29	29	6	3	0
上下水道局	79	79	17	0	0
教育部	4	0	0	3	1
総合医療センター	4	4	0	0	0
合計	404	309	40	53	84

(注)「公表の方法」は複数回答であるため、その合計は「処分基準を設定しており、かつその公表を行っている事務の数」の数の合計とは一致しない。

ウ 意見陳述のための手続について

手続条例では、行政庁が、不利益処分をしようとする場合、当該不利益処分の名あて人となるべき者からの意見陳述のための手続を執らなければならないとし、その具体的手続として「聴聞」又は「弁明の機会の付与」を定めている。

今回の監査の範囲において「聴聞」又は「弁明の機会の付与」の手続を執った事務は見受けられなかった。

これは、今回の監査の範囲において執行された不利益処分は、いずれも「聴聞」又は「弁明の機会の付与」の手続を要しない事務であったためであった。

(5) 審査基準等の加除の状況

審査基準等は、法令等の改正などの要因により、随時適切に見直しを実施し、加除を行っていくべきものであると考えられる。

そのため、審査基準等の加除の実施状況を確認したところ、結果は表9のとおりであった。

加除を「実施した」としたのは5課(11.9%)、「実施していない」としたのは37課(室)(88.1%)であった。

加除を「実施していない」理由については、37課(室)すべてが、対象となる事案がなかったためとしており、加除を行う必要がなかったことが伺える。

表9 審査基準等の加除の実施状況

(単位：課(室)数)

部局等名称	実施した	実施していない	部局等名称	実施した	実施していない
総合政策部	0	5	農林水産部	0	4
総務部	0	3	都市建設部	0	5
財政部	0	2	上下水道局	1	2
健康福祉部	1	3	教育部	1	4
子ども未来部	1	1	総合医療センター	1	0
市民文化部	0	3			
経済環境部	0	5	合計	5	37

(注) 財政部財政課は、手数料の免除及び減免並びに手数料等の徴収の3事務を所掌しているが、処分等は財政課以外の複数の課等により執行され、それらの課等の審査基準等の加除の実施状況が同一であったことから、財政部の欄に1課として計上している。

(6) 「公にする」と「公表する」の語意の違いについての認識

手続条例において、審査基準及び標準処理期間を定めた場合には、「公にする」ことを要請されているが、「公表する」ことまでは求められておらず、また、処分基準を定めた場合には、「公にする」よう努めることとされている。

手続法において、「公にする」とは、秘密にしないという趣旨であり、申請者等が行政庁に対し審査基準等の提示まで求めなくとも、その内容を把握できる状態、すなわち「公表する」ことまでは義務付けられていない。また、「公にする」具体的方法については、行政庁の判断にゆだねられているとされている。(※5)

以上のように、「公にする」と「公表する」には、語意の違いがある。今回の監査において、審査基準等の公表の状況を調査したが、監査対象である42課(室)に、この語意の違いについての認識を確認したところ、認識していたのは8課(19.0%)、認識していなかったのは34課(81.0%)であった。

(※5) 総務省による平成16年12月の「行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」において、「総務省行政管理局の見解」として記載されている。

2 行政指導の状況

手続条例においては、行政指導について、市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものであり、その内容は、あくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることとしている。

また、行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の主旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならないとされている。

以上のことから、行政指導の実施状況を調査したところ、結果は表10のとおりであった。

(1) 行政指導の実施状況

実施したと回答したのは、42課（室）のうち、2課（4.8%）であった。行政指導を実施した2課のうち1課においては、口頭により35件を実施しており、もう1課においては、口頭により実施しているが、件数については、多数のため把握できないとしている。

また、実施した行政指導が、手続条例第33条の規定に従って実施されているかを調査したところ、1課においては、規定に従って実施されているとしたが、もう1課においては、件数が多数のため、把握できないとしている。

表10 行政指導の実施状況

（単位：課（室）数）

部局等名称	実施した	実施したもの（件）		実施していない
		口頭によるもの（件）	文書によるもの（件）	
総合政策部	0	0	0	5
総務部	0	0	0	3
財政部	0	0	0	2
健康福祉部	0	0	0	4
子ども未来部	0	0	0	2
市民文化部	0	0	0	3
経済環境部	0	0	0	5
農林水産部	0	0	0	4
都市建設部	2	35	0	3
上下水道局	0	0	0	3
教育部	0	0	0	5
総合医療センター	0	0	0	1
合計	2	35	0	40

（注）表9と同様の理由により、財政部財政課の所掌する3事務は、財政部の欄に1課として計上している。

(2) 各部局等における行政指導の具体的な実施方法の策定状況

各部局等において、手続条例第33条第1項及び第2項に定められている行政指導時に相手方に対して示さなければならない事項を示す具体的な方法の策定状況を調査したところ、結果は表11のとおりであった。

「定めている」としたのは16課（室）（38.1%）、「定めていない」としたのは、25課（59.5%）であった。（※6）

（※6） 財政部財政課の所管する手数料の免除及び減免並びに徴収の3事務は、処分等が複数の課等により執行され、行政指導の具体的な実施方法の策定状況がまちまちであったため、計上していない。また、割合の合計は100%とはならない。

表11 各部局等における行政指導の具体的な実施方法の策定状況

（単位：課（室）数）

部局等名称	定めている	定められた行政指導の方法			定めていない
		口頭による	文書による	口頭又は文書による	
総合政策部	4	1	2	1	1
総務部	1	0	0	1	2
財政部	0	0	0	0	1
健康福祉部	2	0	1	1	2
子ども未来部	0	0	0	0	2
市民文化部	3	2	0	1	0
経済環境部	1	0	1	0	4
農林水産部	0	0	0	0	4
都市建設部	0	0	0	0	5
上下水道局	0	0	0	0	3
教育部	4	0	2	2	1
総合医療センター	1	0	0	1	0
合計	16	3	6	7	25

第4 監査の結果に基づく意見

監査の結果に基づく意見は、次のとおりである。

1 審査基準等の公表等に係る方針について

今回の監査の結果、審査基準及び標準処理期間並びに処分基準が設定されている事務のうち、それぞれ16.0%、26.6%、12.9%が公表されていなかった。

手続条例において、審査基準及び標準処理期間を定めた場合には、「公にする」ことを要請されているが、「公表する」ことまでは求められておらず、また、処分基準を定めた場合には、「公にする」よう努めることとされている。

しかし、手続法及び手続条例の目的や、総務省が勧告により、適切な公表の推進を求めていること（※7）などを踏まえると、審査基準及び標準処理期間並びに処分基準を「公にする」あるいは「公表する」ことが適さない場合を除き、原則公表すべきであると考えられる。

「公にする」あるいは「公表する」には、処分庁である各課が、公表等の適否、公表等の内容や方法などについて、適正に判断するための基本的な考え方・方針が必要になると思われるので、その策定を検討されたい。

（※7）総務省による平成16年12月の「行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」において、「改善を要するもの」として「審査基準を公にする方法について、申請者等の求めに応じ提示するとの対応にとどまらず、インターネット・ホームページへの掲載等による適切な公表を推進すること。」と記載されている。

2 行政手続条例の所管課の役割について

手続条例の所管課である総務課は、手続条例を含めた行政手続制度について、処分庁である各課の職員等へ「周知・啓発」及び「相談・助言」を行うことが、その役割であるとしている。

その一方で、処分庁である各課において、審査基準及び標準処理期間を公表していないことの理由として、「認識していなかった。」とする課があったこと、手続条例で規定されている「公にする」と「公表する」との語意の違いを、多くの課が認識していなかったこと、実際には口頭による行政指導の実施が多くあることが推察されるにもかかわらず、「実施した」と認識している課は少数であったことが、明らかとなった。

これらのことから、処分庁である各課は、手続条例を含めた行政手続制度に関する法令等の知識とその運用方法に対する理解が十分とはいえないことが推測される。

手続条例の所管課である総務課は、処分庁である各課のこのような現状を認め、
「職員研修等において、行政手続制度の周知・啓発を行うことを検討し、職員の意識及び知識の向上に努めていく」としている。

本市における手続条例を含めた行政手続制度の透明性と実効性を高めるため、総務課においては、行政手続制度のより積極的な周知とともに、処分庁である各課への継続的な指導を望むものである。

第5 むすび

行政手続制度は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資することを目的とし、近年特に、事務を適正に執行する義務と責任を存する地方自治体に制度化を要請されている「内部統制」の根幹にも関わる重要な制度であると考えられる。

今回の監査結果から、標準処理期間が未設定のもの、設定していても公表等すべきものが為されていないもの、随時適切な見直しの検討が為されていないものなど、様々な不具合が生じている状況が見受けられた。

このことは、処分庁である各課における行政手続制度への理解が十分とはいえないと考えられることや、当初適正だった運用が維持されていないことなどが原因と考えられ、今後、手続法や手続条例の適正な運用のチェックを継続して行うことや適切な指導を行う機能を持つ組織体制が必要であると思われる。

他の地方公共団体においては、審査基準等設定要領や行政手続条例運用指針を策定し、運用することによりこれらの不具合の解消を図っているところも見受けられる。

本市において、手続条例が適切に運用され続けるためにも、本条例を所管する総務課は、行政手続制度の運用状況を定期的にチェックし、適宜指導を行うよう検討されたい。

<資料>

(資料 1)

出雲市行政手続条例<抜粋>

第 1 章 総則

(目的等)

第 1 条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めること
によって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容
及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって市民の権利利
益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、この条例に規定する事項について、他の
条例に特別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)及び条例等をいう。
- (2) 条例等 条例及び執行機関の規則(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4
第 2 項に規定する規則その他の規程を含む。以下同じ。)並びに知事の権限に属する事
務の処理の特例に関する条例(平成 11 年島根県条例第 45 号)及び島根県教育委員会の
権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 12 年島根県条例第 34 号)の規定に
より市が処理することとされた事務について規定する県の条例及び県の執行機関の規
則をいう。
- (3) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (4) 申請 条例等(第 31 条においては法令)に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他
の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為
であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきとされているものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、こ
れに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当
するものを除く。
 - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするた
めに条例等上必要とされている手続としての処分
 - イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をし
た者を名あて人としてされる処分
 - ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
 - エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅
した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- (6) 行政指導 市の機関(議会を除く。以下同じ。)がその任務又は所掌事務の範囲内に
おいて一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指
導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。
- (7) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)で
あって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定
の条例等上の効果を生じさせるためには当該通知をすべきこととされているものを含

む。)をいう。

第3条・第4条 略

第2章 申請に対する処分

(審査基準)

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により、審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査、応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

第9条～第11条 略

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

- 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

- (2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は適用しない。

- (1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

- (2) 条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

- (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

- (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

- (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

第14条 略

第2節 略

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやくも当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

- 2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 前項の規定は、公共の利益の実現その他正当な理由がある場合は、行政指導の事実その他必要な事項の公表を妨げるものではない。

- 4 前項の公表をしようとするときは、当該行政指導の相手方に対して意見を述べる機会

を与えなければならない。

(申請に関連する行政指導)

第 31 条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政指導が市民生活の安全性の確保、災害の防止その他公益上重要な事項を目的とするものであつて、申請者が当該行政指導に従わないことにより公益に著しい障害を生ずるおそれがある場合には、当該行政指導に携わる者は行政指導を継続することができる。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第 32 条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する市の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第 33 条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の主旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前 2 項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- (2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

第 34 条・第 35 条 略

第 5 章 略

第 6 章 略

(資料 2)

行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告
(平成 16 年 12 月 総務省) <抜粋>

2 審査基準等の公表の推進

行政手続法においては、①審査基準について、「行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない」(第 5 条第 3 項)とされ、②標準処理期間については、「これを定めたときは、(略)公にしておかなければならない」(第 6 条)とされている。また、③処分基準については、「これを公にしておくよう努めなければならない」(第 12 条第 1 項)とされている。

総務省行政管理局は、審査基準等を「公に」しておくことについて、申請者等に対し審査基準等を秘密にしないとの趣旨であり、申請者等が行政庁に対し審査基準等の提示を求めなくとも、その内容を把握できる状態とすること(以下「公表」という。)まで義務付けるものではないとしている。「公に」しておく具体的方法としては、「申請の提出先機関の事務所(窓口)における備付け(掲示板等への掲示、簿冊形式で閲覧に供する等)」のほか、「申請をしようとする者の求めに応じ提示すること」等が挙げられ、どのような方法を選択するかについては、行政庁の判断にゆだねられるとしている。

～中略～

(4) 公にする余地のある審査基準等

～中略～

したがって、関係府省は、事業者等の申請手続等の利便性を確保し、審査基準等の積極的な公表を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 総務省行政管理局は、調査項目に個々の審査基準等が公にされているかの状況及び公にされている場合どのような方法で公にされているかの状況を加えること。また、総務省行政管理局及び各府省は、その状況を把握すること。
- ② 総務省行政管理局及び各府省は、審査基準等を公にする方法について、申請者等の求めに応じて提示するとの対応にとどまらず、インターネット・ホームページへの掲載等による適切な公表を推進すること。

以下 略

(資料3)

平成29年度出雲市行政監査において監査対象とした許認可事務及び当該事務の所掌部局等

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	審査 基準	標準 処理 期間
部(局)等	課(室)等					
総合政策部 (13事務)	文化国際室 (4事務)	1	使用料の還付	出雲国際交流会館の設置及び管理に関する条例第12条	有	1日
		2	使用の承認(変更承認を含む)	出雲国際交流会館の設置及び管理に関する条例第8条第1項	有	1日
		3	使用料の減免	出雲国際交流会館の設置及び管理に関する条例第11条	有	1日
		4	設備等の持込使用	出雲国際交流会館の設置及び管理に関する条例第14条	有	1日
	広報情報課 (2事務)	5	加入者負担金の減免	大社ご縁ネットの設置及び管理に関する条例第16条	有	3日
		6	占用の許可(光ファイバケーブル)	1. 大社ご縁ネットの設置及び管理に関する条例第19条第1項 2. 大社ご縁ネットの設置及び管理に関する規則第15条	有	5日
	交通政策課 (1事務)	7	運賃の減免	出雲市生活バス運行事業の設置及び管理に関する条例第9条	有	1日
	自治振興課 (4事務)	8	使用の承認	出雲市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例第7条	有	1日
		9	使用料の減免	出雲市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例第10条	有	3日
		10	使用料の還付	出雲市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例第11条	有	3日
		11	設備等の持込使用	出雲市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例第15条	有	5日
	縁結び定住課 (2事務)	12	家賃の減免又は徴収猶予	出雲市定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例第12条	有	15日
		13	入居の決定	出雲市定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例第6条第2項	有	30日
総務部 (5事務)	総務課 (1事務)	14	住居番号の付定	出雲市住居表示に関する条例第3条第3項	有	60日
	防災安全課 (1事務)	15	加入料の減額又は免除	1. 出雲市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例第15条第3項 2. 出雲市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例施行規則第9条第1項	有	5日
	人権同和政策課 (3事務)	16	使用の承認	出雲市隣保館設置条例第6条	有	1日
		17	使用の許可	出雲市上塩冶墓地の設置及び管理に関する条例第7条	有	7日
		18	使用権の承認	出雲市上塩冶墓地の設置及び管理に関する条例第11条	有	5日
財政部 (5事務)	財政課 (2事務)	19	手数料の還付	出雲市手数料条例第5条	有	1日
		20	手数料の減免	出雲市手数料条例第6条	有	1日
	管財契約課 (3事務)	21	使用料の減免	出雲市行政財産使用料条例第7条	有	15日
		22	使用料の減免	出雲市庁舎会議室の市民利用に関する条例第9条	有	15日
		23	行為の許可	出雲市庁舎管理規則第12条	有	5日
健康福祉部 (53事務)	福祉推進課 (14事務)	24	使用の許可(変更許可を含む。)	出雲市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第5条第1項	有	1日
		25	使用料の減免	出雲市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第9条	有	5日
		26	使用料の還付	出雲市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第10条	有	5日
		27	設備等の持込み使用等の許可	出雲市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第13条	有	5日
		28	使用の許可(変更許可を含む。)	蛇島福祉会館の設置及び管理に関する条例第3条第1項	有	1日

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	審査 基準	標準 処理 期間	
部(局)等	課(室)等						
		29	利用の承認（変更許可を含む。）	出雲市斐川社会福祉センター四季荘の設置及び管理に関する条例第8条第1項	有	1日	
		30	使用料減免	出雲市斐川社会福祉センター四季荘の設置及び管理に関する条例第11条	有	5日	
		31	使用料の還付	出雲市斐川社会福祉センター四季荘の設置及び管理に関する条例第12条	有	5日	
		32	設備等持込使用の許可	出雲市斐川社会福祉センター四季荘の設置及び管理に関する条例第15条	有	5日	
		33	医療証等の交付	出雲市福祉医療費助成条例第6条	有	30日	
		34	医療証等の再交付	出雲市福祉医療費助成条例第10条	有	5日	
		35	助成費の支給	出雲市福祉医療費助成条例第8条	有	50日	
		36	医療証等の変更承認	出雲市福祉医療費助成条例施行規則第6条の2	有	15日	
		37	医療証等の更新	出雲市福祉医療費助成条例施行規則第7条	有	60日	
	高齢者福祉課 (23事務)		38	費用徴収額の減免	出雲市老人福祉施設入所措置に係る費用徴収に関する規則第4条	有	15日
			39	保険料の徴収猶予	出雲市介護保険条例第17条第1項	有	15日
			40	保険料の減免	出雲市介護保険条例第18条第1項	有	15日
			41	使用許可	平田老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第4条	有	5日
			42	使用料の減免	平田老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第6条	有	5日
			43	使用料の還付承認	平田老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第7条ただし書	有	5日
			44	使用料の減免	出雲市南部福祉センターの設置及び管理に関する条例第8条	有	5日
			45	使用の許可	出雲市南部福祉センターの設置及び管理に関する条例第9条	有	5日
			46	利用料金の減免、還付承認	出雲市南部福祉センターの設置及び管理に関する条例第19条第3項	有	5日
			47	使用の許可	出雲市里家センターの設置及び管理に関する条例第7条	有	5日
			48	使用料の減免	出雲市里家センターの設置及び管理に関する条例第10条	有	5日
			49	利用の許可	出雲市平田デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第9条	有	5日
			50	利用の許可	出雲市佐田老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第9条	有	5日
			51	利用料金の減免、還付承認	出雲市佐田老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第19条第3項	有	5日
			52	利用の許可	出雲市生活支援ハウスの設置及び管理に関する条例第9条	有	5日
			53	利用料金の減免、還付承認	出雲市生活支援ハウスの設置及び管理に関する条例第17条第3項	有	5日
			54	利用の許可	出雲市佐田認知症高齢者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第8条	有	5日
			55	利用許可	出雲市高齢者等生活サポートセンターの設置及び管理に関する条例第13条	有	5日
			56	利用料金の減免	出雲市高齢者等生活サポートセンターの設置及び管理に関する条例第16条	有	5日
			57	利用の許可	出雲市湖陵デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第8条	有	5日
			58	使用の承認	出雲市介護予防・健康増進拠点施設の設置及び管理に関する条例第6条	有	5日
	59	使用の許可	出雲市西部高齢者健康交流館の設置及び管理に関する条例第7条	有	5日		
	60	使用の許可	多伎介護予防・生活支援施設の設置及び管理に関する条例第4条	有	5日		

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例 規 の 名 称	審査 基準	標準 処理 期間	
部（局）等	課（室）等						
	健康増進課 (11事務)	61	利用料の還付	出雲市クアハウス湖陵の設置及び管理に関する条例第8条第1項	有	30日	
		62	利用料の減免	出雲市クアハウス湖陵の設置及び管理に関する条例第7条第1項	有	1日	
		63	利用の承認	出雲市クアハウス湖陵の設置及び管理に関する条例第4条第1項	有	1日	
		64	使用の許可	出雲ゆうプラザの設置及び管理に関する条例第4条第1項	有	1日	
		65	使用料の減免	出雲ゆうプラザの設置及び管理に関する条例第7条第1項	有	1日	
		66	使用料の不還付	出雲ゆうプラザの設置及び管理に関する条例第8条第1項	有	30日	
		67	使用料の還付	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第11条第1項	有	30日	
		68	使用料の減免	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第10条第1項	有	1日	
		69	使用の承認	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第7条第1項	有	1日	
		70	使用の許可（変更許可を含む。）	ひらた健康福祉センターの設置及び管理に関する条例第9条第1項	有	1日	
		71	設備等の持込み使用等の許可	ひらた健康福祉センターの設置及び管理に関する条例第14条	有	5日	
	保険年金課 (5事務)	72	出産育児一時金の支給	出雲市国民健康保険条例第5条第1項	有	30日	
		73	葬祭費の支給	出雲市国民健康保険条例第6条第1項	有	30日	
		74	保険料の徴収猶予	出雲市国民健康保険条例第35条第1項	有	15日	
		75	保険料の減免	出雲市国民健康保険条例第36条第1項	有	30日	
		76	延滞金の減免	出雲市後期高齢者医療に関する条例第8条第5項	有	15日	
	子ども未来部 (13事務)	子ども政策課 (6事務)	77	資格証の交付	1. 出雲市乳児医療等医療費助成条例第4条 2. 出雲市乳児医療等医療費助成条例施行規則第5条	有	30日
			78	助成の決定	1. 出雲市乳児医療等医療費助成条例第7条 2. 出雲市乳児医療等医療費助成条例施行規則第7条	有	50日
			79	資格証の再交付	1. 出雲市乳児医療等医療費助成条例第9条 2. 出雲市乳児医療等医療費助成条例施行規則第9条	有	5日
			80	負担金の減免	出雲市母子保護の実施に関する規則第8条	有	15日
			81	使用の許可	出雲市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例第7条	有	1日
82			利用の許可（変更許可を含む）	1. 出雲市児童館の設置及び管理に関する条例第7条 2. 出雲市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則第3条	有	1日	
保育幼稚園課 (7事務)		83	保育料の減免（市立幼稚園）	出雲市立幼稚園条例第7条	有	1月	
		84	預かり保育料の減免（市立幼稚園）	出雲市立幼稚園条例第7条	有	1月	
		85	延長保育負担金の減免（市立保育所）	出雲市立保育所設置条例第11条	有	1月	
		86	一時保育負担金の減免（市立保育所）	出雲市立保育所設置条例第11条	有	1月	
		87	保育料の減免（市立保育所、認定こども園（保育部分））	出雲市保育の実施及び保育料の徴収等に関する規則第12条第1項及び第22条第1項	有	1月	
		88	保育料の減免（市立保育所、認定こども園（教育部分））	子ども・子育て支援新制度において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する利用者負担額に関する規則第4条第1項	有	1月	
		89	利用者負担額の減免（地域型保育事業）	出雲市地域型保育事業の利用者負担額に関する規則第4条第1項	有	1月	

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	審査 基準	標準 処理 期間
部（局）等	課（室）等					
市民文化部 (153事務)	市民活動支援課 (21事務)	90	使用の承認	出雲スカウトセンターの管理運営に関する規則第6条	有	1日
		91	使用の承認（変更承認を含む。）※くすのき広場管理棟2階	1. 出雲市都市公園条例第11条 2. 出雲市都市公園条例施行規則第6条第1項及び第2項	有	1日
		92	使用料の還付※くすのき広場管理棟2階	1. 出雲市都市公園条例第12条第3項 2. 出雲市都市公園条例施行規則第10条	有	10日
		93	使用料の減免※くすのき広場管理棟2階	1. 出雲市都市公園条例第12条第4項 2. 出雲市都市公園条例施行規則第9条	有	1日
		94	使用の承認	1. さんびーの出雲の設置及び管理に関する条例第8条 2. さんびーの出雲の設置及び管理に関する条例施行規則第3条	有	1日
		95	使用料の還付	1. さんびーの出雲の設置及び管理に関する条例第12条 2. さんびーの出雲の設置及び管理に関する条例施行規則第6条	有	1日
		96	使用料の減免	1. さんびーの出雲の設置及び管理に関する条例第11条 2. さんびーの出雲の設置及び管理に関する条例施行規則第5条	有	1日
		97	使用の承認（変更承認を含む。）	1. 出雲市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例第9条 2. 出雲市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則第5条	有	1日
		98	使用料の還付	1. 出雲市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例第13条 2. 出雲市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則第8条	有	10日
		99	使用料の減免	1. 出雲市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例第12条 2. 出雲市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則第7条	有	1日
		100	使用の承認（変更承認を含む。）	出雲市総合ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例第7条	有	1日
		101	使用の承認（変更承認を含む）	多伎女性研修館の管理運営に関する規則第4条	有	1日
		102	使用の承認（変更承認を含む。）	1. 出雲市猪目交流センターの設置及び管理に関する条例第8条 2. 出雲市猪目交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第3条	有	1日
		103	使用の承認（変更承認を含む。）	1. 出雲市當天王山キャンプ場の設置及び管理に関する条例第7条 2. 出雲市當天王山キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則第3条第2項	有	1日
		104	使用の承認（変更承認を含む。）	1. 平田ふれんどりーハウスの設置及び管理に関する条例第7条 2. 平田ふれんどりーハウスの管理運営に関する規則第3条第2項	有	1日
		105	使用料の還付	平田ふれんどりーハウスの管理運営に関する規則第6条	有	10日
		106	使用料の減免	1. 平田ふれんどりーハウスの設置及び管理に関する条例第10条 2. 平田ふれんどりーハウスの管理運営に関する規則第5条	有	1日
		107	使用料の不還付	平田ふれんどりーハウスの設置及び管理に関する条例第11条	有	1日
		108	利用の承認	1. 湊原体験学習センター等の設置及び管理に関する条例第8条 2. 湊原体験学習センター等の設置及び管理に関する条例施行規則第3条	有	1日
109	使用料の還付	1. 湊原体験学習センター等の設置及び管理に関する条例第12条 2. 湊原体験学習センター等の設置及び管理に関する条例施行規則第6条	有	1日		

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	審査 基準	標準 処理 期間
部(局)等	課(室)等					
		110	使用料の減免	1. 湊原体験学習センター等の設置及び管理に関する条例第11条 2. 湊原体験学習センター等の設置及び管理に関する条例施行規則第5条	有	1日
	出雲中央図書館 (5事務)	111	利用登録及び利用者カードの交付	出雲市立図書館及び出雲市立平田学習館管理運営規則第5条第1項	有	1日
		112	施設等使用の承認	出雲市立図書館及び出雲市立平田学習館設置条例第12条第1項	有	1日
		113	施設等使用変更の承認	出雲市立図書館及び出雲市立平田学習館管理運営規則第22条第2項、第26条第2項	有	1日
		114	施設等使用料の減免	出雲市立図書館及び出雲市立平田学習館設置条例第19条	有	1日
		115	施設等使用料の還付	出雲市立図書館及び出雲市立平田学習館設置条例第20条	有	1日
	文化スポーツ課 (127事務)	116	使用の許可	出雲市スポーツ施設条例第4条	有	1日
		117	使用料の減免	出雲市スポーツ施設条例第8条	有	10日
		118	使用料の還付	出雲市スポーツ施設条例第9条	有	3日
		119	設備等の持込使用	出雲市スポーツ施設条例第12条	有	10日
		120	休館日等の変更	出雲市スポーツ施設条例第14条	有	10日
		121	利用料金の承認	出雲市スポーツ施設条例第18条	有	10日
		122	使用の承認	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第7条	有	1日
		123	使用料の減免	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第10条	有	10日
		124	使用料の還付	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第11条	有	3日
		125	設備等の持込使用	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第13条	有	10日
		126	公園施設の設置及び管理	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第14条	有	10日
		127	占用	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第15条	有	10日
		128	行為の許可	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第18条	有	10日
		129	休館日等の承認	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第24条	有	10日
		130	利用料金の承認	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第28条	有	10日
		131	使用許可	平田本陣記念館管理規則第3条	有	1日
		132	使用者の行う設備等	平田本陣記念館管理規則第16条	有	10日
		133	資料特別利用の許可	平田本陣記念館管理規則第19条	有	5日
		134	館外貸出の許可	平田本陣記念館管理規則第20条	有	5日
		135	利用の承認等	大社文化プレイスうらら館の設置及び管理に関する条例第5条	有	1日
		136	使用料の減免	大社文化プレイスうらら館の設置及び管理に関する条例第9条	有	10日
		137	使用料の還付	大社文化プレイスうらら館の設置及び管理に関する条例第10条	有	3日
		138	特別の設備等	大社文化プレイスうらら館の設置及び管理に関する条例第13条	有	10日
		139	休館日等の変更	大社文化プレイスうらら館の設置及び管理に関する条例第15条	有	10日
		140	利用料金の承認	大社文化プレイスうらら館の設置及び管理に関する条例第19条	有	10日

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	審査 基準	標準 処理 期間
部(局)等	課(室)等					
		141	使用の許可	佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」の設置及び管理に関する条例第7条	有	1日
		142	使用料の減免	佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」の設置及び管理に関する条例第11条	有	10日
		143	使用料の還付	佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」の設置及び管理に関する条例第12条	有	3日
		144	設備等の持込使用	佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」の設置及び管理に関する条例第15条	有	10日
		145	休館日等の変更	佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」の設置及び管理に関する条例第16条	有	10日
		146	利用料金の承認	佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」の設置及び管理に関する条例第20条	有	10日
		147	使用の許可	多伎山村文化資源保存伝習施設の設置及び管理に関する条例第5条	有	1日
		148	使用料の減免	多伎山村文化資源保存伝習施設の設置及び管理に関する条例第9条	有	10日
		149	使用料の還付	多伎山村文化資源保存伝習施設の設置及び管理に関する条例第10条	有	3日
		150	使用者の特別設備	多伎山村文化資源保存伝習施設の設置及び管理に関する条例第13条	有	10日
		151	休館日等の変更	多伎山村文化資源保存伝習施設の設置及び管理に関する条例第15条	有	10日
		152	利用料金の承認	多伎山村文化資源保存伝習施設の設置及び管理に関する条例第19条	有	10日
		153	使用の承認	出雲市民会館の設置及び管理に関する条例第6条	有	10日
		154	使用料の減免	出雲市民会館の設置及び管理に関する条例第9条	有	10日
		155	使用料の還付	出雲市民会館の設置及び管理に関する条例第10条	有	3日
		156	特別の設備	出雲市民会館の設置及び管理に関する条例第13条	有	10日
		157	喫茶室等の使用	出雲市民会館の設置及び管理に関する条例第15条	有	15日
		158	休館日等の変更	出雲市民会館の設置及び管理に関する条例第16条	有	10日
		159	利用料金の承認	出雲市民会館の設置及び管理に関する条例第20条	有	10日
		160	使用の承認	ビッグハート出雲の設置及び管理に関する条例第7条	有	1日
		161	使用料の減免	ビッグハート出雲の設置及び管理に関する条例第10条	有	10日
		162	使用料の還付	ビッグハート出雲の設置及び管理に関する条例第11条	有	3日
		163	特別の設備等	ビッグハート出雲の設置及び管理に関する条例第14条	有	10日
		164	休館日等の変更	ビッグハート出雲の設置及び管理に関する条例第16条	有	10日
		165	利用料金の承認	ビッグハート出雲の設置及び管理に関する条例第20条	有	10日
		166	使用の承認	平田文化館の設置及び管理に関する条例第6条	有	1日
		167	使用料の減免	平田文化館の設置及び管理に関する条例第9条	有	10日
		168	使用料の還付	平田文化館の設置及び管理に関する条例第10条	有	3日
		169	特別の設備	平田文化館の設置及び管理に関する条例第11条	有	10日
		170	休館日等の変更	平田文化館の設置及び管理に関する条例第13条	有	10日
		171	利用料金の承認	平田文化館の設置及び管理に関する条例第17条	有	10日
		172	使用の承認	スサノオホールの設置及び管理に関する条例第6条	有	1日

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の 対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	審査 基準	標準 処理 期間
部(局)等	課(室)等					
		173	使用料の減免	スサノオホールの設置及び管理に関する条例第9条	有	10日
		174	使用料の還付	スサノオホールの設置及び管理に関する条例第10条	有	3日
		175	特別の設備	スサノオホールの設置及び管理に関する条例第13条	有	10日
		176	休館日等の変更	スサノオホールの設置及び管理に関する条例第16条	有	10日
		177	利用料金の承認	スサノオホールの設置及び管理に関する条例第20条	有	10日
		178	特別展観覧料の承認	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例第7条	有	10日
		179	使用料の承認	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例第8条	有	1日
		180	特別展観覧料の減免	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例第10条	有	10日
		181	特別展観覧料の還付	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例第11条	有	3日
		182	特別の設備	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例第16条	有	10日
		183	休館日等の変更	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例第18条	有	10日
		184	利用料金の承認	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例第22条	有	10日
		185	資料特別利用の許可	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例施行規則第16条	有	5日
		186	館外貸出しの許可	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例施行規則第17条	有	5日
		187	資料の寄託	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例施行規則第21条	有	10日
		188	利用の承認等	斐川文化会館の設置及び管理に関する条例第8条	有	1日
		189	使用料の減免	斐川文化会館の設置及び管理に関する条例第11条	有	10日
		190	使用料の還付	斐川文化会館の設置及び管理に関する条例第12条	有	3日
		191	特別の設備等	斐川文化会館の設置及び管理に関する条例第15条	有	10日
		192	休館日等の変更	斐川文化会館の設置及び管理に関する条例第17条	有	10日
		193	利用料金の承認	斐川文化会館の設置及び管理に関する条例第21条	有	10日
		194	利用の承認等	原鹿の旧豪農屋敷の設置及び管理に関する条例第8条	有	1日
		195	使用料の減免	原鹿の旧豪農屋敷の設置及び管理に関する条例第11条	有	10日
		196	使用料の還付	原鹿の旧豪農屋敷の設置及び管理に関する条例第12条	有	3日
		197	特別の設備等	原鹿の旧豪農屋敷の設置及び管理に関する条例第15条	有	10日
		198	休館日等の変更	原鹿の旧豪農屋敷の設置及び管理に関する条例第17条	有	10日
		199	利用料金の承認	原鹿の旧豪農屋敷の設置及び管理に関する条例第21条	有	10日
		200	利用の承認等	アクティーひかわの設置及び管理に関する条例第8条	有	1日
		201	使用料の減免	アクティーひかわの設置及び管理に関する条例第11条	有	10日
		202	使用料の還付	アクティーひかわの設置及び管理に関する条例第12条	有	3日
		203	特別の設備等	アクティーひかわの設置及び管理に関する条例第15条	有	10日
		204	休館日等の変更	アクティーひかわの設置及び管理に関する条例第17条	有	10日

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	審査 基準	標準 処理 期間
部(局)等	課(室)等					
		205	利用料金の承認	アクティビカワの設置及び管理に関する条例第21条	有	10日
		206	公園施設の使用許可	平田スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第4条	有	1日
		207	占用の許可	平田スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第5条	有	1日
		208	使用料の還付	平田スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第8条	有	3日
		209	使用料の減免	平田スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第9条	有	10日
		210	休館日等の承認	平田スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第11条	有	3日
		211	利用料金の承認	平田スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第15条	有	10日
		212	使用許可	宍道湖公園の設置及び管理に関する条例第10条	有	1日
		213	利用料金の承認	宍道湖公園の設置及び管理に関する条例第12条	有	10日
		214	使用料の減免	宍道湖公園の設置及び管理に関する条例第13条	有	10日
		215	使用料の還付	宍道湖公園の設置及び管理に関する条例第14条	有	3日
		216	設備等の持込み使用	宍道湖公園の設置及び管理に関する条例第17条	有	10日
		217	占用の許可	宍道湖公園の設置及び管理に関する条例第19条	有	1日
		218	占用料の還付	宍道湖公園の設置及び管理に関する条例第21条	有	3日
		219	休館日等の承認	宍道湖公園の設置及び管理に関する条例第24条	有	3日
		220	利用料金の承認	宍道湖公園の設置及び管理に関する条例第28条	有	10日
		221	使用料の還付	出雲市平田B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例第7条	有	3日
		222	利用料金の承認	出雲市平田B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例第13条	有	10日
		223	ドーム等使用承認	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第7条	有	1日
		224	利用料金の承認	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第9条	有	10日
		225	使用料の減免	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第10条	有	10日
		226	使用料の還付	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第11条	有	3日
		227	設備等の持込み使用	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第14条	有	10日
		228	ドームの見学	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第18条	有	1日
		229	見学料の減免	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第20条	有	10日
		230	見学料の還付	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第21条	有	3日
		231	行為使用料の減免	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第29条	有	10日
		232	行為使用料の還付	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第30条	有	3日
		233	設備等の持込み使用	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第31条	有	10日
		234	占用の許可	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第34条	有	1日
		235	占用料の還付	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第37条	有	3日
		236	飲食店舗及び物販販売店舗の使用	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第39条	有	15日

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例 規 の 名 称	審査 基準	標準 処理 期間
部（局）等	課（室）等					
		237	利用料金の承認	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第44条	有	10日
		238	広告看板設置申請等	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例施行規則第4条の2	有	10日
		239	使用の許可	サン・アビリティー出雲の設置及び管理に関する条例第7条	有	1日
		240	使用料の還付	サン・アビリティー出雲の設置及び管理に関する条例第11条	有	3日
		241	設備等の持込使用	サン・アビリティー出雲の設置及び管理に関する条例第14条	有	10日
		242	利用料金の承認	サン・アビリティー出雲の設置及び管理に関する条例第19条	有	10日
経済環境部 (88事務)	産業政策課 (9事務)	243	立地計画の認定	出雲市企業立地促進条例第3条	有	10日
		244	立地計画の変更の認定	出雲市企業立地促進条例第4条	有	10日
		245	地位の継承の承認	出雲市企業立地促進条例第9条	有	10日
		246	利用の承認等	出雲市斐川企業化支援センターの設置及び管理に関する条例第7条	有	1日
		247	使用料の減免	出雲市斐川企業化支援センターの設置及び管理に関する条例第10条	有	1日
		248	使用料の還付	出雲市斐川企業化支援センターの設置及び管理に関する条例第11条	有	1日
		249	利用の承認等	出雲市斐川企業化支援貸工場の設置及び管理に関する条例第6条	有	1日
		250	使用料の減免等	出雲市斐川企業化支援貸工場の設置及び管理に関する条例第10条	有	1日
		251	使用料の還付	出雲市斐川企業化支援貸工場の設置及び管理に関する条例第11条	有	1日
	商工振興課 (4事務)	252	利用の承認（変更承認を含む。）	パルメイト出雲の設置及び管理に関する条例第8条第1項	有	1日
		253	利用料の減免	パルメイト出雲の設置及び管理に関する条例第11条	有	3日
		254	利用料の還付	パルメイト出雲の設置及び管理に関する条例第12条	有	3日
		255	占用利用の許可	パルメイト出雲の設置及び管理に関する条例第15条第2項、第17条第1項	有	5日
	観光課 (69事務)	256	すさのおの郷の行為の許可（変更を含む。）	出雲市すさのおの郷の設置及び管理に関する条例第5条第1項	有	1日
		257	すさのおの郷の利用料の減免	出雲市すさのおの郷の設置及び管理に関する条例第8条	有	3日
		258	すさのおの郷の利用料の還付	出雲市すさのおの郷の設置及び管理に関する条例第9条	有	3日
		259	八雲風穴公園の行為の許可（変更を含む。）	出雲市八雲風穴公園の設置及び管理に関する条例第5条第1項	有	1日
		260	八雲風穴公園の利用料の減免	出雲市八雲風穴公園の設置及び管理に関する条例第8条	有	3日
		261	八雲風穴公園の利用料の還付	出雲市八雲風穴公園の設置及び管理に関する条例第9条	有	3日
		262	見晴らしの丘公園の行為の許可（変更を含む。）	出雲市見晴らしの丘公園の設置及び管理に関する条例第19条第1項、第3項	有	1日
		263	見晴らしの丘公園の使用の許可（変更を含む。）	出雲市見晴らしの丘公園の設置及び管理に関する条例第20条第1項	有	1日
264		見晴らしの丘公園の使用料の還付	出雲市見晴らしの丘公園の設置及び管理に関する条例第22条第4項	有	3日	
265		見晴らしの丘公園の使用料の減免	出雲市見晴らしの丘公園の設置及び管理に関する条例第22条第5項	有	3日	
266		見晴らしの丘保安林の行為の許可	出雲市見晴らしの丘保安林の設置及び管理に関する条例第4条第1項	有	1日	
267		木綿街道交流館交流棟の使用の承認（変更を含む。）	出雲市立木綿街道交流館の設置及び管理に関する条例第7条第1項	有	1日	
268	木綿街道交流館本石橋邸及び交流棟の入館料等の減免	出雲市立木綿街道交流館の設置及び管理に関する条例第10条	有	3日		

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	審査 基準	標準 処理 期間
部(局)等	課(室)等					
		269	木綿街道交流館本石橋邸及び交流棟の入館料等の還付承認	出雲市立木綿街道交流館の設置及び管理に関する条例第11条	有	3日
		270	わかあゆの里の利用の承認(変更を含む。)	立久恵峡わかあゆの里の設置及び管理に関する条例第5条第1項	有	1日
		271	わかあゆの里の利用料の減免	立久恵峡わかあゆの里の設置及び管理に関する条例第10条	有	3日
		272	国民宿舎の利用の承認(変更を含む。)	出雲市国民宿舎の設置及び管理に関する条例第4条第1項	有	1日
		273	国民宿舎の利用料の減免	出雲市国民宿舎の設置及び管理に関する条例第7条	有	3日
		274	国民宿舎の利用料の還付	出雲市国民宿舎の設置及び管理に関する条例第8条	有	3日
		275	道の駅キララ多伎の施設の使用の許可(変更を含む。)	出雲市道の駅キララ多伎の設置及び管理に関する条例第17条第1項	有	1日
		276	道の駅キララ多伎の施設の使用料の減免	出雲市道の駅キララ多伎の設置及び管理に関する条例第20条	有	3日
		277	道の駅キララ多伎の施設の使用料の還付	出雲市道の駅キララ多伎の設置及び管理に関する条例第21条	有	3日
		278	ご縁広場の使用の許可(変更を含む。)	出雲市ご縁広場の設置及び管理に関する条例第4条第1項	有	1日
		279	ご縁広場の使用料の減免	出雲市ご縁広場の設置及び管理に関する条例第8条	有	3日
		280	ご縁広場の使用料の還付	出雲市ご縁広場の設置及び管理に関する条例第9条	有	3日
		281	みせん広場の使用の許可(変更を含む。)	出雲市みせん広場の設置及び管理に関する条例第4条第1項	有	1日
		282	みせん広場の使用料の減免	出雲市みせん広場の設置及び管理に関する条例第8条	有	3日
		283	みせん広場の使用料の還付	出雲市みせん広場の設置及び管理に関する条例第9条	有	3日
		284	旧大社駅(駅舎・広場等)の使用許可(変更を含む。)	重要文化財出雲市旧大社駅の設置及び管理に関する条例第5条第1項、第14条第1項	有	1日
		285	旧大社駅(駅舎・広場等)の使用料の減免	重要文化財出雲市旧大社駅の設置及び管理に関する条例第9条、第18条	有	3日
		286	旧大社駅(駅舎・広場等)の使用料の還付	重要文化財出雲市旧大社駅の設置及び管理に関する条例第10条、第19条	有	3日
		287	多伎いちじく温泉利用施設の利用の承認(変更を含む。)	出雲市多伎いちじく温泉利用施設の設置及び管理に関する条例第16条第1項	有	1日
		288	多伎いちじく温泉利用施設の利用料の減免	出雲市多伎いちじく温泉利用施設の設置及び管理に関する条例第20条	有	3日
		289	多伎いちじく温泉利用施設の利用料の還付	出雲市多伎いちじく温泉利用施設の設置及び管理に関する条例第21条	有	3日
		290	やすらぎの水辺の行為の許可(変更を含む。)	出雲市伊秩やすらぎの水辺の設置及び管理に関する条例第5条第1項	有	1日
		291	やすらぎの森の行為の許可(変更を含む。)	出雲市伊秩やすらぎの森の設置及び管理に関する条例第5条第1項	有	1日
		292	目田森林公園の行為の許可(変更を含む。)	出雲市目田森林公園の設置及び管理に関する条例第4条第1項	有	1日
		293	目田森林公園の利用料の減免	出雲市目田森林公園の設置及び管理に関する条例第7条	有	3日
		294	目田森林公園の利用料の還付	出雲市目田森林公園の設置及び管理に関する条例第8条	有	3日
		295	うさぎ森林公園の利用の許可(変更を含む。)	出雲市うさぎ森林公園の設置及び管理に関する条例第5条第1項	有	1日
		296	うさぎ森林公園の利用料の減免	出雲市うさぎ森林公園の設置及び管理に関する条例第9条	有	3日
		297	うさぎ森林公園の利用料の還付	出雲市うさぎ森林公園の設置及び管理に関する条例第10条	有	3日
		298	うさぎ森林公園の行為の許可(変更を含む。)	出雲市うさぎ森林公園の設置及び管理に関する条例第11条	有	1日
		299	海洋療法施設の利用の許可(変更を含む。)	出雲市タラソテラピー(海洋療法)施設の設置及び管理に関する条例第8条第1項	有	1日
		300	海洋療法施設の利用料の減免	出雲市タラソテラピー(海洋療法)施設の設置及び管理に関する条例第11条	有	3日

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例 規 の 名 称	審査 基準	標準 処理 期間		
部（局）等	課（室）等							
		301	海洋療法施設の利用料の還付	出雲市タラソテラピー（海洋療法）施設の設置及び管理に関する条例第12条	有	3日		
		302	レンタサイクルの使用の承認（変更を含む。）	出雲市レンタサイクルの設置及び管理に関する条例第6条第1項	有	1日		
		303	レンタサイクルの使用料等の減免	出雲市レンタサイクルの設置及び管理に関する条例第10条	有	3日		
		304	レンタサイクルの使用料等の還付	出雲市レンタサイクルの設置及び管理に関する条例第11条	有	3日		
		305	道の駅湯の川の利用の承認（変更を含む。）	出雲市道の駅湯の川の設置及び管理に関する条例第8条第1項	有	1日		
		306	道の駅湯の川の使用料の減免	出雲市道の駅湯の川の設置及び管理に関する条例第11条	有	3日		
		307	道の駅湯の川の使用料の還付	出雲市道の駅湯の川の設置及び管理に関する条例第12条	有	3日		
		308	いりすの丘の利用の承認（変更を含む。）	出雲いりすの丘設置及び管理に関する条例第9条第1項	有	1日		
		309	いりすの丘の使用料の減免	出雲いりすの丘設置及び管理に関する条例第12条	有	3日		
		310	いりすの丘の使用料の還付	出雲いりすの丘設置及び管理に関する条例第13条	有	3日		
		311	美人の湯使用料の減免	ひかわ美人の湯の設置及び管理に関する条例第10条	有	3日		
		312	美人の湯使用料の還付	ひかわ美人の湯の設置及び管理に関する条例第11条	有	3日		
		313	斐川農畜産物等加工体験販売施設の利用の承認（変更を含む。）	出雲市斐川農畜産物等加工体験販売施設の設置及び管理に関する条例第8条第1項	有	1日		
		314	斐川農畜産物等加工体験販売施設の使用料の減免	出雲市斐川農畜産物等加工体験販売施設の設置及び管理に関する条例第11条	有	3日		
		315	斐川農畜産物等加工体験販売施設の使用料の還付	出雲市斐川農畜産物等加工体験販売施設の設置及び管理に関する条例第12条	有	3日		
		316	直江一式飾り館の利用の承認（変更を含む。）	出雲市直江一式飾り館の設置及び管理に関する条例第7条第1項	有	1日		
		317	直江一式飾り館の使用料の減免	出雲市直江一式飾り館の設置及び管理に関する条例第10条	有	3日		
		318	直江一式飾り館の使用料の還付	出雲市直江一式飾り館の設置及び管理に関する条例第11条	有	3日		
		319	温泉の給湯許可	出雲市温泉給湯条例第5条第1項	有	15日		
		320	温泉の使用料の減免	出雲市温泉給湯条例第7条第3項	有	3日		
		321	温泉の使用料の延滞金の減免	出雲市温泉給湯条例第10条第5項	有	3日		
		322	温泉の給湯許可に係る地位の継承の許可	出雲市温泉給湯条例第17条第2項	有	15日		
		323	温泉の給湯装置の変更等の許可	出雲市温泉給湯条例第18条第2項	有	15日		
		324	温泉の給湯工事の許可	出雲市温泉給湯条例施行規則第4条第1項	有	15日		
		環境政策課 (6事務)	325	使用許可	出雲斎場の設置及び管理に関する条例第3条	有	1日	
			326	使用料の減免	出雲斎場の設置及び管理に関する条例第7条	有	3日	
			327	使用料の還付	出雲斎場の設置及び管理に関する条例第8条	有	3日	
			328	使用許可	湖西斎場の設置及び管理に関する条例第3条	有	1日	
			329	使用料の減免	湖西斎場の設置及び管理に関する条例第7条	有	3日	
			330	使用料の還付	湖西斎場の設置及び管理に関する条例第8条	有	3日	
		農林水産部 (34事務)	農業振興課 (19事務)	331	使用料の承認（変更承認を含む。）	平田農業就業改善センターの設置及び管理に関する条例第3条第1項	有	2日

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例 規 の 名 称	審査 基準	標準 処理 期間
部（局）等	課（室）等					
		332	使用料の減免	平田農業就業改善センターの設置及び管理に関する条例第6条	有	3日
		333	使用料の還付	平田農業就業改善センターの設置及び管理に関する条例第7条	有	3日
		334	使用の承認（変更承認を含む。）	出雲市今在家農村公園の設置及び管理に関する条例第8条第1項	有	2日
		335	使用料の減免	出雲市今在家農村公園の設置及び管理に関する条例第11条	有	3日
		336	使用料の還付	出雲市今在家農村公園の設置及び管理に関する条例第12条	有	3日
		337	使用の承認	田儀農村広場の設置及び管理に関する条例第3条第1項	有	2日
		338	使用の承認	宍道湖市民農園の設置及び管理に関する条例第6条	有	5日
		339	使用料の減免	宍道湖市民農園の設置及び管理に関する条例第9条	有	3日
		340	使用料の還付	宍道湖市民農園の設置及び管理に関する条例第10条	有	3日
		341	使用の承認（変更承認を含む。）	出雲市斐川農村ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第8条第1項	有	2日
		342	使用料の減免	出雲市斐川農村ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第11条	有	3日
		343	使用料の還付	出雲市斐川農村ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第12条	有	3日
		344	使用の承認（変更承認を含む。）	出雲市飯の原農村公園の設置及び管理に関する条例第8条第1項	有	2日
		345	使用料の減免	出雲市飯の原農村公園の設置及び管理に関する条例第11条	有	3日
		346	使用料の還付	出雲市飯の原農村公園の設置及び管理に関する条例第12条	有	3日
		347	使用の承認（変更承認を含む。）	出雲市いちじくの里の設置及び管理に関する条例第8条第1項	有	2日
		348	使用料の減免	出雲市いちじくの里の設置及び管理に関する条例第11条	有	3日
		349	使用料の還付	出雲市いちじくの里の設置及び管理に関する条例第12条	有	3日
		農林基盤課 （3事務）	350	分担金の減免	出雲市農林業関係事業分担金徴収条例第9条	有
	351		稗原ダムかんがい用水使用料の減免	稗原ダムかんがい用水使用料条例第5条	有	3日
	352		稗原ダムかんがい用水の使用許可	稗原ダムかんがい用水使用料条例施行規則第2条	有	3日
	森林政策課 （1事務）	353	産物の採取の許可	出雲市市行造林条例施行規則第8条	有	15日
	水産振興課 （11事務）	354	利用の承認（変更も含む）	出雲市大社水産物荷捌所の設置及び管理に関する条例第8条第1項	有	1日
		355	使用料の減免	出雲市大社水産物荷捌所の設置及び管理に関する条例第11条	有	10日
		356	使用料の還付承認	出雲市大社水産物荷捌所の設置及び管理に関する条例第12条ただし書	有	10日
		357	工作物の新築等の承認	出雲市漁港管理条例第4条第1項	有	10日
		358	危険物等の荷役の許可	出雲市漁港管理条例第6条第2項	有	10日
		359	指定区域外への不移動の許可	出雲市漁港管理条例第9条第3項ただし書	有	10日
		360	占用等の許可	出雲市漁港管理条例第11条第1項	有	10日
		361	占用料の減免	出雲市漁港管理条例第12条第4項	有	10日
		362	占用料の返還承認	出雲市漁港管理条例第12条第5項ただし書	有	10日
		363	土砂採取料等の減免	出雲市漁港管理条例第13条第2項において準用する第12条第4項	有	10日

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	審査 基準	標準 処理 期間	
部(局)等	課(室)等						
		364	土砂採取料等の返還承認	出雲市漁港管理条例第13条第2項において準用する第12条第5項	有	10日	
都市建設部 (54事務)	建設企画課 (1事務)	365	分担金の徴収猶予及び減免	出雲市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例第6条	有	15日	
	道路河川維持課 (21事務)	366	占用料の還付	出雲市道路占用料徴収条例第4条	有	14日	
		367	占用料の減免	出雲市道路占用料徴収条例第5条	有	14日	
		368	権利の譲渡等の承認	出雲市道路占用料徴収条例施行規則第7条	有	14日	
		369	占用期間の更新	出雲市道路占用料徴収条例施行規則第9条	有	14日	
		370	電線共同溝の工事の承認	出雲市電線共同溝管理規程第7条	有	14日	
		371	電線共同溝への入溝	出雲市電線共同溝管理規程第9条	有	14日	
		372	工事等の承認	出雲市普通河川道路等管理条例第4条	有	14日	
		373	行為の制限及び使用等の許可	出雲市普通河川道路等管理条例第5条	有	14日	
		374	承認又は許可申請の手続	出雲市普通河川道路等管理条例第6条	有	14日	
		375	承認又は許可事項の変更	出雲市普通河川道路等管理条例第7条	有	14日	
		376	行為の廃止	出雲市普通河川道路等管理条例第9条	有	14日	
		377	権利の譲渡等の承認	出雲市普通河川道路等管理条例第10条	有	14日	
		378	占用料の減免	出雲市普通河川道路等管理条例第14条	有	14日	
		379	占用料の還付	出雲市普通河川道路等管理条例第15条	有	14日	
		380	土地占用料等の還付	出雲市準用河川占用料等徴収条例第4条	有	14日	
		381	土地占用料等の減免	出雲市準用河川占用料等徴収条例第5条	有	14日	
		382	行為の規制	出雲市港湾管理条例第4条	有	14日	
		383	占用又は使用の許可	出雲市港湾管理条例第6条	有	14日	
		384	権利の譲渡等の承認	出雲市港湾管理条例第8条	有	14日	
		385	占用料等の減免	出雲市港湾管理条例第12条	有	14日	
		386	占用料等の還付	出雲市港湾管理条例第13条	有	14日	
		都市計画課 (13事務)	387	行為の許可及び変更許可	出雲市都市公園条例第6条第1項及び第3項(第29条において準用する場合を含む。)	有	5日
			388	使用料の還付承認	出雲市都市公園条例第12条第3項ただし書(第29条において準用する場合を含む。)	有	5日
			389	使用料の減免	出雲市都市公園条例第12条第4項(第29条において準用する場合を含む。)	有	5日
			390	行為の許可及び変更許可	出雲市普通公園条例第7条第1項及び第3項	有	5日
			391	市長以外の者の普通公園施設の設置等の許可及び変更許可	出雲市普通公園条例第3条第1項	有	5日
			392	普通公園の占用の許可及び変更許可	出雲市普通公園条例第4条第1項及び第3項	有	5日
			393	使用料の還付承認	出雲市普通公園条例第13条第3項ただし書	有	5日
			394	使用料の減免	出雲市普通公園条例第13条第4項	有	5日
			395	定期駐車場の許可	出雲市営駐車場条例施行規則第3条	有	5日

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例 規 の 名 称	審査 基準	標準 処理 期間
部（局）等	課（室）等					
		396	駐輪場の定期使用の許可	出雲市営駐車場条例施行規則第5条	有	5日
		397	観光バスの駐車許可	出雲市営駐車場条例施行規則第7条	有	5日
		398	分割納付の承認	出雲市都市計画事業北部第二土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則第9条	有	3日
		399	分割納付の承認	平田都市計画事業中ノ島土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則第9条	有	3日
	まちづくり推進課 (3事務)	400	使用の許可（変更許可を含む。）	出雲市神門通り交通広場及び神門通りポケットパークの設置及び管理に関する条例第4条第1項	有	-
		401	使用料の減免	1. 出雲市神門通り交通広場及び神門通りポケットパークの設置及び管理に関する条例第8条 2. 出雲市神門通り交通広場及び神門通りポケットパークの設置及び管理に関する条例施行規則第5条	有	-
		402	使用料の還付	1. 出雲市神門通り交通広場及び神門通りポケットパークの設置及び管理に関する条例第9条 2. 出雲市神門通り交通広場及び神門通りポケットパークの設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項	有	-
	建築住宅課 (16事務)	403	許可地域等における許可	島根県屋外広告物条例第4条	有	10日
		404	禁止地域等における許可	島根県屋外広告物条例第5条第3項	有	10日
		405	許可の条件等（更新を含む）	島根県屋外広告物条例第7条	有	10日
		406	変更等の許可	島根県屋外広告物条例第8条	有	10日
		407	入居者の決定	出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例第8条第2項	有	30日
		408	駐車場使用許可	出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例第55条第2項	有	15日
		409	使用許可	出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例第43条第1項及び第50条	有	15日
		410	入居者の決定	出雲市小集落改良住宅設置及び管理に関する条例第4条第2項	有	30日
		411	駐車場使用許可	出雲市小集落改良住宅設置及び管理に関する条例第22条（市営住宅条例第55条第2項を準用）	有	15日
		412	入居者の決定	出雲市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第6条第2項	有	30日
		413	駐車場使用許可	出雲市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第27条（市営住宅条例第55条第2項を準用）	有	15日
		414	入居者の決定	出雲市山村住宅の設置及び管理に関する条例第7条第2項	有	30日
		415	駐車場使用許可	出雲市山村住宅の設置及び管理に関する条例第29条（市営住宅条例第55条第2項を準用）	有	15日
416		特定用途制限地域内の建築に関する許可	出雲市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例第4条第1項	有	90日	
417		特定施設設置工事前協議	出雲市福祉のまちづくり条例第24条第1項	有	15日	
418		特定施設設置工事完了検査	出雲市福祉のまちづくり条例第27条第1項	有	15日	
上下水道局 (48事務)	下水道管理課 (33事務)	419	排水設備の計画の確認及び変更確認	出雲市下水道条例第5条	有	30日
		420	排水設備の検査済証の交付	出雲市下水道条例第7条	有	30日
		421	占用の許可及び変更許可	出雲市下水道条例第19条第1項	有	15日
		422	暗渠の使用に係る調査指示	出雲市下水道条例第20条	有	15日

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	審査 基準	標準 処理 期間		
部(局)等	課(室)等							
		423	暗渠の使用の許可及び変更許可	出雲市下水道条例第21条	有	15日		
		424	暗渠の使用の更新許可	出雲市下水道条例第25条第2項	有	15日		
		425	汚水量の算定(汚水控除認定)	出雲市公共下水道使用料条例第4条	有	10日		
		426	計測器具の設置及び貸与	出雲市公共下水道使用料条例第5条第1項	有	10日		
		427	使用料の減免	出雲市公共下水道使用料条例第9条	有	10日		
		428	排水設備の計画の確認及び変更確認	出雲市特定環境保全公共下水道施設の設置及び管理に関する条例第6条	有	14日		
		429	排水設備検査済証の交付	出雲市特定環境保全公共下水道施設の設置及び管理に関する条例第8条	有	14日		
		430	排水設備の計画の確認及び変更確認	出雲市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第6条	有	14日		
		431	排水設備検査済証の交付	出雲市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第8条	有	14日		
		432	汚水量の算定(汚水控除認定)	出雲市農業集落排水施設使用料条例第4条	有	10日		
		433	計測器具の設置及び貸与	出雲市農業集落排水施設使用料条例第5条第1項	有	10日		
		434	使用料の減免	出雲市農業集落排水施設使用料条例第9条	有	10日		
		435	排水設備の計画の確認及び変更確認	出雲市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第6条	有	14日		
		436	排水設備の検査済証の交付	出雲市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第8条	有	14日		
		437	汚水量の算定(汚水控除認定)	出雲市漁業集落排水施設使用料条例第4条	有	10日		
		438	計測器具の設置及び貸与	出雲市漁業集落排水施設使用料条例第5条第1項	有	10日		
		439	使用料の減免	出雲市漁業集落排水施設使用料条例第9条	有	10日		
		440	排水設備の計画の確認及び変更確認	出雲市浄化槽施設の設置及び管理に関する条例第8条	有	14日		
		441	汚水量の算定(汚水控除認定)	出雲市浄化槽施設使用料条例第4条	有	10日		
		442	計測器具の設置及び貸与	出雲市浄化槽施設使用料条例第5条第1項	有	10日		
		443	使用料の減免	出雲市浄化槽施設使用料条例第8条	有	10日		
		444	指定工事店の指定	出雲市下水道排水設備指定工事店規則第3条	有	30日		
		445	指定工事店証の再交付	出雲市下水道排水設備指定工事店規則第5条第3項	有	5日		
		446	指定の更新	出雲市下水道排水設備指定工事店規則第8条第1項	有	30日		
		447	汚水量の算定(汚水控除認定)	出雲市小規模集合排水施設使用料条例第4条	有	10日		
		448	計測器具の設置及び貸与	出雲市小規模集合排水施設使用料条例第5条第1項	有	10日		
		449	使用料の減免	出雲市小規模集合排水施設使用料条例第9条	有	10日		
		450	排水設備の計画の確認及び変更確認	出雲市小規模集合排水施設の設置及び管理に関する条例第6条	有	14日		
		451	排水設備の検査済証の交付	出雲市小規模集合排水施設の設置及び管理に関する条例第8条	有	14日		
		下水道建設課 (8事務)		452	負担金等の徴収猶予	出雲市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例第6条	有	90日
				453	負担金等の減免	出雲市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例第7条	有	90日
				454	分担金の徴収猶予及び減免	出雲市特定環境保全公共下水道整備事業分担金徴収条例第5条	有	90日

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	審査 基準	標準 処理 期間	
部(局)等	課(室)等						
		455	分担金の徴収猶予及び減免	出雲市農業集落排水事業受益者分担に関する条例第6条、第7条	有	90日	
		456	分担金の徴収猶予及び減免	出雲市漁業集落排水事業受益者分担に関する条例第6条	有	90日	
		457	浄化槽施設の設置	出雲市浄化槽施設の設置及び管理に関する条例第4条	有	30日	
		458	分担金の徴収猶予及び減免	出雲市浄化槽施設分担金徴収条例第5条	有	90日	
		459	分担金の徴収猶予及び減免	出雲市小規模集合排水事業受益者分担に関する条例第5条	有	90日	
	水道営業課 (7事務)	460	加入金、手数料等の軽減または免除	出雲市簡易水道事業給水条例第32条	有	15日	
		461	加入金、手数料等の軽減または免除	出雲市水道事業給水条例第32条	有	15日	
		462	加入金の還付承認	出雲市簡易水道事業給水条例第30条第3項ただし書	有	15日	
		463	加入金の還付承認	出雲市水道事業給水条例第30条第3項ただし書	有	15日	
		464	給水装置工事事業者の指定	出雲市水道事業指定給水装置工事事業者規程第5条	有	1日	
		465	行為の許可	出雲市上下水道局庁舎管理規程第9条	有	1日	
		466	指定工事事業者証の再交付	出雲市水道事業指定給水装置工事事業者規程第6条第4項	有	1日	
	教育部 (12事務)	教育政策課 (3事務)	467	使用の許可	出雲市立学校の施設の開放に関する条例第4条	有	5日
			468	使用料の減免	出雲市立学校の施設の開放に関する条例第8条	有	5日
469			使用料の還付承認	出雲市立学校の施設の開放に関する条例第9条ただし書	有	5日	
学校教育課 (1事務)		470	小学校・中学校の指定校変更	出雲市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学学校の指定に関する規則第4条・第5条	有	7日	
児童生徒支援課 (2事務)		471	入級の許可	すずらん教室及びコスモス教室の管理運営規則第11条第1項及び第2項	有	3日	
		472	入塾の決定	出雲市立光人塾管理運営規則第6条第3項	有	3日	
教育施設課 (1事務)		473	使用料の減免	出雲市行政財産使用料条例第7条	有	15日	
出雲科学館 (5事務)		474	使用の許可	出雲科学館の設置及び管理に関する条例第6条、出雲科学館の設置及び管理に関する条例施行規則第9条	有	5日	
		475	使用許可の変更	出雲科学館の設置及び管理に関する条例施行規則第10条	有	5日	
		476	使用料の還付	出雲科学館の設置及び管理に関する条例第9条、出雲科学館の設置及び管理に関する条例施行規則第14条	有	3日	
		477	使用料の減免	出雲科学館の設置及び管理に関する条例第8条、出雲科学館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条	有	5日	
		478	特別の施設等	出雲科学館の設置及び管理に関する条例第14条	有	5日	
総合医療センター (3事務)	病院総務課 (3事務)	479	行為の許可	出雲市立総合医療センター施設等管理規程第10条第1項ただし書き	有	5日	
		480	使用料及び手数料の減免	出雲市病院事業使用料及び手数料条例第5条	有	1日	
		481	使用料及び手数料の還付	出雲市病院事業使用料及び手数料条例第6条ただし書き	有	1日	

(資料4)

平成29年度出雲市行政監査において監査対象とした不利益処分事務及び当該事務の所掌部局等

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の 対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	処 分 基 準
部(局)等	課(室)等				
総合政策部 (24事務)	文化国際室 (3事務)	1	使用料の徴収	出雲国際交流会館の設置及び管理に関する条例第10条	有
		2	承認の取消等	出雲国際交流会館の設置及び管理に関する条例第9条	有
		3	指定の取消等	出雲国際交流会館の設置及び管理に関する条例第23条	有
	広報情報課 (11事務)	4	指定の取消し等	大社ご縁ネットの設置及び管理に関する条例第10条第1項	有
		5	加入者負担金の徴収	大社ご縁ネットの設置及び管理に関する条例第15条	有
		6	使用料の徴収(ご縁ネット使用料)	大社ご縁ネットの設置及び管理に関する条例第17条第1項から第4項まで	有
		7	利用料の徴収(テレフォンサービス)	大社ご縁ネットの設置及び管理に関する条例第18条第2項	有
		8	占有料の徴収(光ファイバーケーブル)	大社ご縁ネットの設置及び管理に関する条例第19条第2項から第4項まで	有
		9	インターネット利用料の徴収	大社ご縁ネットの設置及び管理に関する条例第21条第1項から第4項まで	有
		10	手数料等の徴収(登録変更手数料及び保守点検料)	大社ご縁ネットの設置及び管理に関する規則第10条	有
		11	端末機器設備費の徴収	大社ご縁ネットの設置及び管理に関する規則第13条	有
		12	使用料の徴収	大社ご縁ネット・インターネットサービス利用規程第4条	有
		13	料金等の支払	大社ご縁ネット・インターネットサービス利用規程第12条	有
		14	支払遅延の場合の処理	大社ご縁ネット・インターネットサービス利用規程第13条	有
	交通政策課 (6事務)	15	割増運賃の納付	出雲市生活バス運行事業の設置及び管理に関する条例第11条	有
		16	放置禁止区域内の自転車等の放置に対する措置	出雲市放置自転車等の防止に関する条例第11条第1項及び第2項	有
		17	放置禁止区域外の自転車等の放置に対する措置	出雲市放置自転車等の防止に関する条例第12条	有
		18	市設置の自転車等駐車場における自転車等の放置に対する措置	出雲市放置自転車等の防止に関する条例第13条	有
		19	撤去自転車等の措置	出雲市放置自転車等の防止に関する条例第14条第1項から第3項まで	有
		20	費用の徴収	出雲市放置自転車等の防止に関する条例第15条第1項から第3項まで	有
	自治振興課 (2事務)	21	承認の取消等	出雲市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例第8条	有
		22	使用料の徴収	出雲市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例第9条	有
	縁結び定住課 (2事務)	23	家賃の徴収	出雲市定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例第13条	有
24		過料	出雲市定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例第31条	有	
総務部 (2事務)	人権同和政策課 (2事務)	25	承認の取消等	出雲市隣保館設置条例第7条	有
		26	使用許可の取消	出雲市上塩治墓地の設置及び管理に関する条例第8条	有
財政部 (2事務)	財政課 (1事務)	27	手数料等の徴収	1. 出雲市手数料条例第2条 2. 出雲市手数料条例第3条	有
	管財契約課 (1事務)	28	違反者に対する措置	出雲市庁舎管理規則第14条	有
健康福祉部 (47事務)	福祉推進課 (4事務)	29	許可の取消し(使用条件の変更・中止を含む。)	出雲市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第7条	有
		30	許可の取消し(使用条件の変更・中止を含む。)	蛇島福祉会館の設置及び管理に関する条例第4条	有

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の 対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	処分 基準
部(局)等	課(室)等				
高齢者福祉課 (32事務)		31	承認の取消し(使用条件の変更・中止を含む。)	出雲市斐川社会福祉センター四季荘の設置及び管理に関する条例第9条	有
		32	不正利得の徴収	出雲市福祉医療費助成条例第12条	有
		33	督促手数料の徴収	出雲市介護保険条例第14条	有
		34	延滞金の徴収	出雲市介護保険条例第15条第1項	有
		35	過料	出雲市介護保険条例第24条から第27条まで	有
		36	利用の制限	平田老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第8条	有
		37	使用許可の取消し、使用制限等	平田老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第9条	有
		38	許可の取消等	出雲市南部福祉センターの設置及び管理に関する条例第10条	有
		39	指定の取消等	出雲市南部福祉センターの設置及び管理に関する条例第23条	有
		40	許可の取消等	出雲市里家センターの設置及び管理に関する条例第8条	有
		41	指定の取消等	出雲市里家センターの設置及び管理に関する条例第19条	有
		42	入場の制限	出雲市里家センターの設置及び管理に関する条例施行規則第5条	有
		43	許可の取消等	出雲市平田デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第10条	有
		44	指定の取消等	出雲市平田デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第19条	有
		45	入館の制限	出雲市平田デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第5条	有
		46	許可の取消等	出雲市佐田老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第10条	有
		47	指定の取消等	出雲市佐田老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第23条	有
		48	入館の制限等	出雲市佐田老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第6条	有
		49	許可の制限等	出雲市生活支援ハウスの設置及び管理に関する条例第10条	有
		50	指定の取消等	出雲市生活支援ハウスの設置及び管理に関する条例第21条	有
		51	入館の制限等	出雲市生活支援ハウスの設置及び管理に関する条例施行規則第8条	有
		52	許可の取消等	出雲市佐田認知症高齢者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第9条	有
		53	指定の取消等	出雲市佐田認知症高齢者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第19条	有
		54	入館の制限等	出雲市佐田認知症高齢者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条	有
		55	指定の取消し等	出雲市高齢者等生活サポートセンターの設置及び管理に関する条例第10条	有
		56	許可の取消し等	出雲市高齢者等生活サポートセンターの設置及び管理に関する条例第14条	有
		57	許可の取消等	出雲市湖陵デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第9条	有
		58	指定の取消等	出雲市湖陵デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第18条	有
		59	承認の取消等	出雲市介護予防・健康増進拠点施設の設置及び管理に関する条例第7条	有
		60	指定の取消等	出雲市介護予防・健康増進拠点施設の設置及び管理に関する条例第18条	有
		61	許可の取消し等	出雲市西部高齢者健康交流館の設置及び管理に関する条例第8条	有
		62	指定の取消等	出雲市西部高齢者健康交流館の設置及び管理に関する条例第19条	有

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の 対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	処 分 基 準	
部（局）等	課（室）等					
		63	使用の制限	多伎介護予防・生活支援施設の設置及び管理に関する条例第5条	有	
		64	使用の許可の取消し等	多伎介護予防・生活支援施設の設置及び管理に関する条例第6条	有	
	健康増進課 (7事務)	65	承認の取消等	出雲市クアハウス湖陵の設置及び管理に関する条例第5条第1項	有	
		66	利用料	出雲市クアハウス湖陵の設置及び管理に関する条例第6条第1項	有	
		67	許可の取消し等	出雲ゆうプラザの設置及び管理に関する条例第5条第1項	有	
		68	使用料	出雲ゆうプラザの設置及び管理に関する条例第6条第1項	有	
		69	承認の取消等	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第8条第1項	有	
		70	使用料	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第9条第1項	有	
		71	承認の取消し（使用条件の変更・中止を含む。）	ひらた健康福祉センターの設置及び管理に関する条例第10条	有	
	保険年金課 (4事務)	72	過料	出雲市国民健康保険条例第38条から第40条まで	有	
		73	督促手数料の徴収	出雲市後期高齢者医療に関する条例第7条	有	
		74	保険料の延滞金の徴収	出雲市後期高齢者医療に関する条例第8条第1項	有	
		75	過料	出雲市後期高齢者医療に関する条例第10条	有	
	子ども未来部 (14事務)	子ども政策課 (3事務)	76	費用の返還	出雲市乳幼児等医療費助成条例第12条	有
			77	使用許可の取消し	1. 出雲市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例第8条 2. 出雲市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則第8条	有
78			許可の取消	1. 出雲市児童館の設置及び管理に関する条例第8条 2. 出雲市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則第4条	有	
保育幼稚園課 (11事務)		79	保育料の徴収（市立幼稚園）	出雲市立幼稚園条例第5条第1項	有	
		80	保育料滞納の場合の出席停止	出雲市立幼稚園条例第8条	有	
		81	保育料の減免取消し（市立幼稚園）	出雲市立幼稚園保育料及び預かり保育料に関する規則第7条	有	
		82	預かり保育料の徴収（市立幼稚園）	出雲市立幼稚園条例第6条	有	
		83	預かり保育料の減免取消し（市立幼稚園）	出雲市立幼稚園保育料及び預かり保育料に関する規則第7条	有	
		84	保育料の徴収（市立保育所）	出雲市立保育所設置条例第8条第1項	有	
		85	延長保育負担金の徴収（市立保育所）	出雲市立保育所設置条例第9条	有	
		86	一時保育負担金の徴収（市立保育所）	出雲市立保育所設置条例第10条	有	
	87	保育料の徴収（私立保育所）	出雲市保育の実施及び保育料の徴収等に関する規則第10条第1項	有		
	88	利用者負担額の減免取消し（私立幼稚園・認定こども園（教育部分））	こども・子育て支援新制度において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する利用者負担額に関する規則第5条第1項	有		
89	利用者負担額の減免取消し（地域型保育事業）	出雲市地域型保育事業の利用者負担額に関する規則第5条第1項	有			
市民文化部 (136事務)	市民活動支援課 (14事務)	90	使用許可の取消し※くすのき広場管理棟2階	出雲市都市公園条例施行規則第7条	有	
		91	使用料の徴収※くすのき広場管理棟2階	出雲市都市公園条例第12条第1項及び第2項	有	

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	処 分 基 準
部(局)等	課(室)等				
		92	使用許可の取消し	1. さんびーの出雲の設置及び管理に関する条例第9条 2. さんびーの出雲の設置及び管理に関する条例施行規則第4条	有
		93	使用料の徴収	さんびーのいづもの設置及び管理に関する条例第10条	有
		94	使用許可の取消し	1. 出雲市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例第10条 2. 出雲市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則第6条	有
		95	使用料の徴収	出雲市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例第11条第1項	有
		96	使用許可の取消し	1. 出雲市総合ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例第8条 2. 出雲市総合ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第6条	有
		97	使用料の徴収	多伎女性研修館の設置及び管理に関する条例第3条	有
		98	使用許可の取消し	1. 出雲市猪目交流センターの設置及び管理に関する条例第9条 2. 出雲市猪目交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条	有
		99	使用許可の取消し	出雲市當天王山キャンプ場の設置及び管理に関する条例第8条	有
		100	使用許可の取消し	1. 平田ふれんどりーハウスの設置及び管理に関する条例第8条 2. 平田ふれんどりーハウスの管理運営に関する規則第4条	有
		101	使用料の徴収	平田ふれんどりーハウスの設置及び管理に関する条例第9条	有
		102	使用許可の取消し	1. 湊原体験学習センター等の設置及び管理に関する条例第9条 2. 湊原体験学習センター等の設置及び管理に関する条例施行規則第4条	有
		103	使用料の徴収	湊原体験学習センター等の設置及び管理に関する条例第10条	有
		出雲中央図書館 (6事務)	104	退館命令等利用の制限	出雲市立図書館及び出雲市立平田学習館設置条例第10条
	105		貸出延滞時の利用の停止	出雲市立図書館及び出雲市立平田学習館管理運営規則第10条	有
	106		施設等の使用の制限(取消含む)	出雲市立図書館及び出雲市立平田学習館設置条例第13条	有
	107		原状回復の費用徴収	出雲市立図書館及び出雲市立平田学習館設置条例第16条第2項	有
	108		損害賠償	出雲市立図書館及び出雲市立平田学習館設置条例第32条	有
	109		指定管理者の取消等	出雲市立図書館及び出雲市立平田学習館設置条例第30条第1項	有
	文化スポーツ課 (116事務)	110	使用許可の取消し等	出雲市スポーツ施設条例第6条	有
		111	使用料の徴収	出雲市スポーツ施設条例第7条	有
112		指定の取消等	出雲市スポーツ施設条例第22条	有	
113		原状回復の義務	出雲市スポーツ施設条例第23条	有	
114		損害賠償	出雲市スポーツ施設条例第24条	有	
115		使用承認の取消等	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第8条	有	
116		使用料の徴収	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第9条	有	
117		使用禁止又は制限	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第21条	有	

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の 対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	処分 基準
部(局)等	課(室)等				
		118	使用料の徴収	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第22条	有
		119	監督処分	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第23条	有
		120	指定の取消等	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第32条	有
		121	原状回復の義務	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第34条	有
		122	損害賠償	平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第35条	有
		123	使用許可の取消し等	平田本陣記念館管理規則第5条	有
		124	入場及び使用の制限	平田本陣記念館管理規則第12条	有
		125	特別利用又は館外貸出の制限	平田本陣記念館管理規則第21条	有
		126	損害賠償	平田本陣記念館管理規則第22条	有
		127	利用の制限	大社文化プレイスうらら館の設置及び管理に関する条例第6条	有
		128	利用承認の取消等	大社文化プレイスうらら館の設置及び管理に関する条例第7条	有
		129	使用料の徴収	大社文化プレイスうらら館の設置及び管理に関する条例第8条	有
		130	指定の取消し等	大社文化プレイスうらら館の設置及び管理に関する条例第23条	有
		131	原状回復の義務	大社文化プレイスうらら館の設置及び管理に関する条例第24条	有
		132	損害賠償	大社文化プレイスうらら館の設置及び管理に関する条例第25条	有
		133	使用の制限	佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」の設置及び管理に関する条例第8条	有
		134	使用の取消等	佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」の設置及び管理に関する条例第9条	有
		135	使用料の徴収	佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」の設置及び管理に関する条例第10条	有
		136	指定の取消等	佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」の設置及び管理に関する条例第24条	有
		137	原状回復の義務	佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」の設置及び管理に関する条例第25条	有
		138	損害賠償	佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」の設置及び管理に関する条例第26条	有
		139	使用の制限	多伎山村文化資源保存伝習施設の設置及び管理に関する条例第6条	有
		140	使用許可の取消等	多伎山村文化資源保存伝習施設の設置及び管理に関する条例第7条	有
		141	使用料の徴収	多伎山村文化資源保存伝習施設の設置及び管理に関する条例第8条	有
		142	指定の取消等	多伎山村文化資源保存伝習施設の設置及び管理に関する条例第23条	有
		143	原状回復の義務	多伎山村文化資源保存伝習施設の設置及び管理に関する条例第24条	有
		144	損害賠償	多伎山村文化資源保存伝習施設の設置及び管理に関する条例第25条	有
		145	使用承認の取消等	出雲市民会館の設置及び管理に関する条例第7条	有
		146	使用料の徴収	出雲市民会館の設置及び管理に関する条例第8条	有
		147	指定の取消等	出雲市民会館の設置及び管理に関する条例第24条	有
		148	原状回復の義務	出雲市民会館の設置及び管理に関する条例第25条	有
		149	損害賠償	出雲市民会館の設置及び管理に関する条例第26条	有

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の 対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	処分 基準
部(局)等	課(室)等				
		150	使用承認の取消等	ビッグハート出雲の設置及び管理に関する条例第8条	有
		151	使用料の徴収	ビッグハート出雲の設置及び管理に関する条例第9条	有
		152	指定の取消等	ビッグハート出雲の設置及び管理に関する条例第24条	有
		153	原状回復の義務	ビッグハート出雲の設置及び管理に関する条例第25条	有
		154	損害賠償	ビッグハート出雲の設置及び管理に関する条例第26条	有
		155	使用承認の取消等	平田文化館の設置及び管理に関する条例第7条	有
		156	使用料の徴収	平田文化館の設置及び管理に関する条例第8条	有
		157	指定の取消等	平田文化館の設置及び管理に関する条例第21条	有
		158	原状回復の義務	平田文化館の設置及び管理に関する条例第22条	有
		159	損害賠償	平田文化館の設置及び管理に関する条例第23条	有
		160	使用承認の取消等	スサノオホールの設置及び管理に関する条例第7条	有
		161	使用料の徴収	スサノオホールの設置及び管理に関する条例第8条	有
		162	指定の取消等	スサノオホールの設置及び管理に関する条例第24条	有
		163	原状回復の義務	スサノオホールの設置及び管理に関する条例第25条	有
		164	損害賠償	スサノオホールの設置及び管理に関する条例第26条	有
		165	使用料の徴収	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例第9条	有
		166	入館及び使用の制限	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例第12条	有
		167	使用承認の取消等	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例第13条	有
		168	指定の取消等	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例第26条	有
		169	原状回復の義務	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例第27条	有
		170	施設等の損害賠償	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例第28条	有
		171	観覧料等の減免決定の取消等	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例施行規則第8条	有
		172	特別利用又は館外貸出しの制限	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例施行規則第18条	有
		173	資料の損害の賠償等	出雲文化伝承館の設置及び管理に関する条例施行規則第19条	有
		174	利用承認の取消し等	斐川文化会館の設置及び管理に関する条例第9条	有
		175	使用料の徴収	斐川文化会館の設置及び管理に関する条例第10条	有
		176	指定の取消し等	斐川文化会館の設置及び管理に関する条例第25条	有
		177	原状回復の義務	斐川文化会館の設置及び管理に関する条例第26条	有
		178	損害賠償	斐川文化会館の設置及び管理に関する条例第27条	有
		179	利用承認の取消し等	原鹿の旧豪農屋敷の設置及び管理に関する条例第9条	有
		180	使用料の徴収	原鹿の旧豪農屋敷の設置及び管理に関する条例第10条	有
		181	指定の取消し等	原鹿の旧豪農屋敷の設置及び管理に関する条例第25条	有

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の 対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	処分 基準
部(局)等	課(室)等				
		182	原状回復の義務	原鹿の旧豪農屋敷の設置及び管理に関する条例第26条	有
		183	損害賠償	原鹿の旧豪農屋敷の設置及び管理に関する条例第27条	有
		184	利用承認の取消し等	アクティーフ리카ワの設置及び管理に関する条例第9条	有
		185	使用料の徴収	アクティーフ리카ワの設置及び管理に関する条例第10条	有
		186	指定の取消し等	アクティーフ리카ワの設置及び管理に関する条例第25条	有
		187	原状回復の義務	アクティーフ리카ワの設置及び管理に関する条例第26条	有
		188	損害賠償	アクティーフ리카ワの設置及び管理に関する条例第27条	有
		189	行為の禁止及び制限	平田スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第3条	有
		190	利用の禁止又は制限	平田スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第6条	有
		191	使用料の徴収	平田スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第7条	有
		192	許可の取消等	平田スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第10条	有
		193	使用料の徴収	平田スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第15条	有
		194	指定の取消等	平田スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第19条	有
		195	原状回復の義務	平田スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第20条	有
		196	損害賠償	平田スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第21条	有
		197	行為の制限	宍道湖公園の設置及び管理に関する条例第5条	有
		198	許可の取消等	宍道湖公園の設置及び管理に関する条例第11条	有
		199	監督処分	宍道湖公園の設置及び管理に関する条例第23条	有
		200	指定の取消等	宍道湖公園の設置及び管理に関する条例第32条	有
		201	損害賠償	宍道湖公園の設置及び管理に関する条例第34条	有
		202	使用許可の取消等	出雲市平田B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例第4条	有
		203	原状回復の義務	出雲市平田B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例第8条	有
		204	指定の取消等	出雲市平田B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例第17条	有
		205	原状回復の義務	出雲市平田B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例第18条	有
		206	損害賠償	出雲市平田B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例第19条	有
		207	使用承認の取消等	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第8条	有
		208	原状回復の義務	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第15条	有
		209	損害賠償	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第16条	有
		210	損害賠償	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第22条	有
		211	遊園地での行為制限	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第23条	有
		212	使用の禁止又は制限	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第26条	有
		213	行為許可の取消等	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第27条	有

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の 対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	処 分 基 準	
部(局)等	課(室)等					
		214	原状回復の義務	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第32条	有	
		215	損害賠償	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第33条	有	
		216	占用許可の取消等	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第35条	有	
		217	原状回復の義務	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第38条	有	
		218	指定の取消等	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第48条	有	
		219	原状回復の義務	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第49条	有	
		220	損害賠償	出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第50条	有	
		221	許可の取消し等	サン・アビリティ出雲の設置及び管理に関する条例第8条	有	
		222	使用料の徴収	サン・アビリティ出雲の設置及び管理に関する条例第9条	有	
		223	指定の取消等	サン・アビリティ出雲の設置及び管理に関する条例第23条	有	
		224	原状回復の義務	サン・アビリティ出雲の設置及び管理に関する条例第24条	有	
		225	損害賠償	サン・アビリティ出雲の設置及び管理に関する条例第25条	有	
経済環境部 (78事務)	産業政策課 (6事務)	226	認定の取消し	出雲市企業立地促進条例第6条第1項	有	
		227	承認の取消し	出雲市斐川企業化支援センターの設置及び管理に関する条例第8条	有	
		228	使用料の徴収	出雲市斐川企業化支援センターの設置及び管理に関する条例第9条	有	
		229	指定の取消し等	出雲市斐川企業化支援センターの設置及び管理に関する条例第24条第1項	有	
		230	承認の取消し等	出雲市斐川企業化支援貸工場の設置及び管理に関する条例第8条第1項	有	
		231	使用料の徴収	出雲市斐川企業化支援貸工場の設置及び管理に関する条例第9条	有	
	商工振興課 (3事務)	232	承認の取消等	バルメイト出雲の設置及び管理に関する条例第9条第1項	有	
		233	占用許可の取消等	バルメイト出雲の設置及び管理に関する条例第18条第1項	有	
		234	指定の取消等	バルメイト出雲の設置及び管理に関する条例第29条第1項	有	
	観光課 (60事務)		235	すさのおの郷の行為の許可の取消し	出雲市すさのおの郷の設置及び管理に関する条例第6条	有
			236	すさのおの郷の利用料の徴収	出雲市すさのおの郷の設置及び管理に関する条例第7条第1項	有
			237	すさのおの指定管理者の指定の取消し等	出雲市すさのおの郷の設置及び管理に関する条例第21条第1項	有
			238	八雲風穴公園の行為の許可の取消し	出雲市八雲風穴公園の設置及び管理に関する条例第6条	有
			239	八雲風穴公園の利用料の徴収	出雲市八雲風穴公園の設置及び管理に関する条例第7条第1項	有
			240	八雲風穴公園の指定管理者の取消し等	出雲市八雲風穴公園の設置及び管理に関する条例第21条第1項	有
			241	見晴らしの丘公園の指定管理者の指定の取消し等	出雲市見晴らしの丘公園の設置及び管理に関する条例第14条第1項	有
			242	見晴らしの丘公園の使用料の徴収	出雲市見晴らしの丘公園の設置及び管理に関する条例第22条第1項、第2項	有
			243	見晴らしの丘公園の使用許可の取消し等	出雲市見晴らしの丘公園の設置及び管理に関する条例第28条第1項、第2項	有
244			木綿街道交流館本石橋邸及び交流棟の入館料等の徴収	出雲市木綿街道交流館本石橋邸及び交流棟の設置及び管理に関する条例第6条、第9条	有	
245			木綿街道交流館の指定管理者の指定の取消し等	出雲市木綿街道交流館本石橋邸及び交流棟の設置及び管理に関する条例第21条第1項	有	

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の 対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	処分 基準
部(局)等	課(室)等				
		246	わかあゆの里の利用承認の取消し等	立久恵峡わかあゆの里の設置及び管理に関する 条例第6条第1項	有
		247	わかあゆの里の利用料の徴収	立久恵峡わかあゆの里の設置及び管理に関する 条例第9条第1項	有
		248	わかあゆの里の指定管理者の指定の 取消し等	立久恵峡わかあゆの里の設置及び管理に関する 条例第19条第1項	有
		249	国民宿舎の利用承認の取消し等	出雲市国民宿舎の設置及び管理に関する条例第5 条第1項	有
		250	国民宿舎の利用料の徴収	出雲市国民宿舎の設置及び管理に関する条例第6 条	有
		251	国民宿舎の指定管理者の指定の取消 し等	出雲市国民宿舎の設置及び管理に関する条例第 17条第1項	有
		252	道の駅キララ多伎の指定管理者の指 定の取消し等	出雲市道の駅キララ多伎の設置及び管理に関す る条例第13条第1項	有
		253	道の駅キララ多伎の施設の使用許可 の取消し等	出雲市道の駅キララ多伎の設置及び管理に関す る条例第18条第1項	有
		254	道の駅キララ多伎の施設の使用料の 徴収	出雲市道の駅キララ多伎の設置及び管理に関す る条例第19条	有
		255	ご縁広場の使用許可の取消し等	出雲市ご縁広場の設置及び管理に関する条例第6 条	有
		256	ご縁広場の使用料の徴収	出雲市ご縁広場の設置及び管理に関する条例第7 条第1項	有
		257	みせん広場の使用許可の取消し等	出雲市みせん広場の設置及び管理に関する条例 第6条	有
		258	みせん広場の使用料の徴収	出雲市みせん広場の設置及び管理に関する条例 第7条第2項	有
		259	旧大社駅(駅舎・広場等)の使用許可 の取消し等	重要文化財出雲市旧大社駅の設置及び管理に関 する条例第7条第1項、第16条第1項	有
		260	旧大社駅(駅舎・広場等)の使用料 の徴収	重要文化財出雲市旧大社駅の設置及び管理に関 する条例第8条第1項、第17条第1項	有
		261	多伎いちじく温泉利用施設の指定管 理者の指定の取消し等	出雲市多伎いちじく温泉利用施設の設置及び管 理に関する条例第13条第1項	有
		262	多伎いちじく温泉利用施設の利用承 認の取消し等	出雲市多伎いちじく温泉利用施設の設置及び管 理に関する条例第17条第1項	有
		263	多伎いちじく温泉利用施設の利用料 の徴収	出雲市多伎いちじく温泉利用施設の設置及び管 理に関する条例第19条	有
		264	やすらぎの水辺の行為許可の取消し 等	出雲市伊秩やすらぎの水辺の設置及び管理に関 する条例第6条	有
		265	目田森林公園の行為許可の取消し	出雲市目田森林公園の設置及び管理に関する条 例第5条	有
		266	目田森林公園の利用料の徴収	出雲市目田森林公園の設置及び管理に関する条 例第6条第1項	有
		267	目田森林公園の指定管理者の指定の 取消し等	出雲市目田森林公園の設置及び管理に関する条 例第20条第1項	有
		268	うさぎ森林公園の利用許可の取消し 等	出雲市うさぎ森林公園の設置及び管理に関する 条例第6条第1項	有
		269	うさぎ森林公園の利用料の徴収	出雲市うさぎ森林公園の設置及び管理に関する 条例第8条	有
		270	うさぎ森林公園の指定管理者の指定 の取消し等	出雲市うさぎ森林公園の設置及び管理に関する 条例第18条第1項	有
		271	海洋療法施設の利用許可の取消し等	出雲市タラソセラピー(海洋療法)施設の設置 及び管理に関する条例第9条	有
		272	海洋療法施設の利用料の徴収	出雲市タラソセラピー(海洋療法)施設の設置 及び管理に関する条例第10条第1項	有
		273	海洋療法施設の指定管理者の指定の 取消し等	出雲市タラソセラピー(海洋療法)施設の設置 及び管理に関する条例第24条第1項	有
		274	レンタサイクルの使用承認の取消し 等	出雲市レンタサイクルの設置及び管理に関する 条例第7条第1項	有
		275	レンタサイクルの使用料等の徴収	出雲市レンタサイクルの設置及び管理に関する 条例第9条第1項、第2項	有
		276	道の駅湯の川の利用承認の取消し等	出雲市道の駅湯の川の設置及び管理に関する条 例第9条第1項	有
		277	道の駅湯の川の使用料の徴収	出雲市道の駅湯の川の設置及び管理に関する条 例第10条	有

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の 対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	処分 基準		
部(局)等	課(室)等						
		278	道の駅湯の川の指定管理者の指定の 取消し等	出雲市道の駅湯の川の設置及び管理に関する条 例第25条第1項	有		
		279	いりすの丘の利用承認の取消し等	出雲いりすの丘の設置及び管理に関する条例第 10条第1項	有		
		280	いりすの丘の使用料の徴収	出雲いりすの丘の設置及び管理に関する条例第 11条	有		
		281	いりすの丘の指定管理者の指定の取 消し等	出雲いりすの丘の設置及び管理に関する条例第 26条第1項	有		
		282	美人の湯の使用料の徴収	ひかわ美人の湯の設置及び管理に関する条例第9 条	有		
		283	美人の湯の指定管理者の指定の取消 し等	ひかわ美人の湯の設置及び管理に関する条例第 22条第1項	有		
		284	斐川農畜産物等加工体験販売施設の 利用承認の取消し等	出雲市斐川農畜産物等加工体験販売施設の設置 及び管理に関する条例第9条第1項	有		
		285	斐川農畜産物等加工体験販売施設の 使用料の徴収	出雲市斐川農畜産物等加工体験販売施設の設置 及び管理に関する条例第10条	有		
		286	斐川農畜産物等加工体験販売施設の 指定管理者の指定の取消し等	出雲市斐川農畜産物等加工体験販売施設の設置 及び管理に関する条例第25条第1項	有		
		287	直江一式飾り館の利用承認の取消し 等	出雲市直江一式飾り館の設置及び管理に関する 条例第8条	有		
		288	直江一式飾り館の使用料の徴収	出雲市直江一式飾り館の設置及び管理に関する 条例第9条	有		
		289	温泉の使用料の徴収	出雲市温泉給湯条例第7条第1項	有		
		290	温泉の使用料の督促及び督促手数料 の徴収	出雲市温泉給湯条例第9条第1項、第2項	有		
		291	温泉の使用料の延滞金の徴収	出雲市温泉給湯条例第10条第1項	有		
		292	温泉の給湯の制限	出雲市温泉給湯条例第13条第1項	有		
		293	温泉の給湯の停止	出雲市温泉給湯条例第15条	有		
		294	温泉の給湯許可の取消し	出雲市温泉給湯条例第16条	有		
		環境政策課 (4事務)		295	使用の制限	出雲斎場の設置及び管理に関する条例第4条	有
				296	使用許可の取消し等	出雲斎場の設置及び管理に関する条例第5条	有
				297	使用の制限	湖西斎場の設置及び管理に関する条例第4条	有
				298	使用許可の取消し等	湖西斎場の設置及び管理に関する条例第5条	有
		環境施設課 (5事務)		299	し尿処理手数料	出雲環境センターの設置及び管理に関する条例 第7条	有
				300	督促手数料及び延滞金	出雲環境センターの設置及び管理に関する条例 第9条	有
				301	使用の禁止又は停止	出雲環境センターの設置及び管理に関する条例 第11条	有
				302	搬入の拒否	出雲市ごみ処理施設の設置及び管理に関する条 例第6条	有
				303	搬入の拒否	出雲エネルギーセンターの設置及び管理に関す る条例第6条	有
		農林水産部 (30事務)	農業振興課 (14事務)	304	使用料の徴収	平田農業就業改善センターの設置及び管理に関 する条例第5条	有
				305	使用承認の取消	平田農業就業改善センターの設置及び管理に関 する条例第4条第1項	有
				306	使用料の徴収	出雲市今在家農村公園の設置及び管理に関する 条例第10条	有
307	使用承認の取消			出雲市今在家農村公園の設置及び管理に関する 条例第9条	有		
308	使用料の徴収			田儀農村広場の設置及び管理に関する条例第6条	有		
309	使用承認の取消			田儀農村広場の設置及び管理に関する条例第5条	有		

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の 対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	処分 基準	
部(局)等	課(室)等					
		310	使用料の徴収	宍道湖市民農園の設置及び管理に関する条例第8条	有	
		311	使用承認の取消	宍道湖市民農園の設置及び管理に関する条例第7条	有	
		312	使用料の徴収	出雲市斐川農村ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第10条	有	
		313	使用承認の取消	出雲市斐川農村ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第9条第1項	有	
		314	使用料の徴収	出雲市飯の原農村公園の設置及び管理に関する条例第10条第1項、第2項及び第3項	有	
		315	使用承認の取消	出雲市飯の原農村公園の設置及び管理に関する条例第9条第1項	有	
		316	使用料の徴収	出雲市いちじくの里の設置及び管理に関する条例第10条第1項、第2項及び第3項	有	
		317	使用承認の取消	出雲市いちじくの里の設置及び管理に関する条例第9条第1項及び第2項	有	
	農林基盤課 (4事務)	318	分担金の徴収	出雲市農林業関係事業分担金徴収条例第3条	有	
		319	稗原ダムかんがい用水使用料の徴収	稗原ダムかんがい用水使用料条例第3条	有	
		320	稗原ダムかんがい用水使用許可の取消し	稗原ダムかんがい用水使用料条例施行規則第8条	有	
		321	稗原ダムかんがい用水の使用制限	稗原ダムかんがい用水使用料条例施行規則第7条	有	
	水産振興課 (12事務)	322	承認の取消等(変更及び中止を含む)	出雲市大社水産物荷捌所の設置及び管理に関する条例第9条第1項	有	
		323	使用料の徴収	出雲市大社水産物荷捌所の設置及び管理に関する条例第10条	有	
		324	指定の取消等	出雲市大社水産物荷捌所の設置及び管理に関する条例第22条第1項	有	
		325	移動命令	出雲市漁港管理条例第5条	有	
		326	放置物の除去命令	出雲市漁港管理条例第7条	有	
		327	占用料の徴収	出雲市漁港管理条例第12条第1項及び第2項	有	
		328	土砂採取料等の徴収	出雲市漁港管理条例第13条第1項	有	
		329	監督処分	出雲市漁港管理条例第15条	有	
		330	公益上の必要による許可の取消し等	出雲市漁港管理条例第16条第1項	有	
		331	過料	出雲市漁港管理条例第17条	有	
		332	不正行為により占用料の徴収を免れた者に対する過料	出雲市漁港管理条例第18条	有	
		333	不正行為により土砂採取料の徴収を免れた者に対する過怠金	出雲市漁港管理条例第19条	有	
	都市建設部 (40事務)	建設企画課 (1事務)	334	分担金の徴収	出雲市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例第2条	有
		道路河川維持課 (11事務)	335	占用料の徴収	出雲市道路占用料徴収条例第3条	有
			336	占用料の督促手数料及び延滞金	出雲市道路占用料徴収条例第6条	有
			337	承認又は許可の取消し等	出雲市普通河川道路等管理条例第11条	有
			338	原状回復等	出雲市普通河川道路等管理条例第12条	有
			339	占用料の徴収	出雲市普通河川道路等管理条例第13条	有
			340	過料	出雲市普通河川道路等管理条例第17条	有
			341	土地占用料等の徴収方法	出雲市準用河川占用料等徴収条例第3条	有

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	処分 基準
部(局)等	課(室)等				
		342	土地占用料等の督促手数料及び延滞金	出雲市準用河川占用料等徴収条例第6条	有
		343	許可の取消し、変更等	出雲市港湾管理条例第7条	有
		344	占用料等の徴収	出雲市港湾管理条例第11条	有
		345	過料	出雲市港湾管理条例第15条	有
	都市計画課 (15事務)	346	使用料の徴収	出雲市都市公園条例第12条(第29条において準用する場合を含む。)	有
		347	監督処分	出雲市都市公園条例第13条(第29条において準用する場合を含む。)	有
		348	過料	出雲市都市公園条例第31条及び第32条	有
		349	使用料の徴収	出雲市普通公園条例第13条第2項	有
		350	監督処分	出雲市普通公園条例第14条	有
		351	損害賠償	出雲市普通公園条例第26条	有
		352	使用許可の取消し	出雲市営駐車場条例施行規則第11条	有
		353	閲覧の拒否又は停止	出雲市開発登録簿閲覧規程第6条	有
		354	督促手数料及び延滞金の徴収	出雲市都市計画事業北部第一土地区画整理事業清算金分割徴収に関する条例第3条	有
		355	分割納付の取消し	出雲市都市計画事業北部第一土地区画整理事業清算金分割徴収事務取扱規則第3条	有
		356	延滞金の徴収	出雲市都市計画事業北部第一土地区画整理事業清算金分割徴収事務取扱規則第4条	有
		357	分割納付の取消し	出雲市都市計画事業北部第二土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則第10条	有
		358	延滞金の徴収	出雲市都市計画事業北部第二土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則第11条	有
		359	分割納付の取消し	平田都市計画事業中ノ島土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則第10条	有
		360	延滞金の徴収	平田都市計画事業中ノ島土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則第11条	有
		まちづくり推進課 (3事務)	361	使用の制限	出雲市神門通り交通広場及び神門通りポケットパークの設置及び管理に関する条例第5条
	362		許可の取消等	出雲市神門通り交通広場及び神門通りポケットパークの設置及び管理に関する条例第6条	有
	363		使用料の徴収	出雲市神門通り交通広場及び神門通りポケットパークの設置及び管理に関する条例第7条	有
	建築住宅課 (10事務)	364	措置命令等	島根県屋外広告物条例第13条	有
		365	許可の取消し	島根県屋外広告物条例第14条	有
		366	使用許可の取消し	出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例第49条	有
		367	駐車場使用許可の取消し	出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例第60条	有
		368	駐車場使用許可の取消し	出雲市小集落改良住宅設置及び管理に関する条例第22条(市営住宅条例第60条を準用)	有
		369	駐車場使用許可の取消し	出雲市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第27条(市営住宅条例第60条を準用)	有
		370	駐車場使用許可の取消し	出雲市山村住宅の設置及び管理に関する条例第29条(市営住宅条例第60条を準用)	有
		371	過料	出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例第68条	有
		372	過料	出雲市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第42条	有
		373	過料	出雲市山村住宅の設置及び管理に関する条例第44条	有

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の 対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	処分 基準
部(局)等	課(室)等				
上下水道局 (79事務)	下水道管理課 (46事務)	374	排除の停止または制限	出雲市下水道条例第13条	有
		375	改善命令	出雲市下水道条例第16条	有
		376	占用料の徴収	出雲市下水道条例第19条第2項	有
		377	暗渠使用料の徴収	出雲市下水道条例第21条第5項	有
		378	暗渠使用許可の取消し	出雲市下水道条例第26条	有
		379	原状回復の指示	出雲市下水道条例第27条第2項から第4項まで	有
		380	指定工事店の指定手数料の徴収	出雲市下水道条例第28条第1項	有
		381	過料	出雲市下水道条例第32条	有
		382	貸与した計測器具を損傷等した場合 の損害賠償	出雲市公共下水道使用料条例第5条第2項	有
		383	使用料の徴収	出雲市公共下水道使用料条例第3条第1項	有
		384	督促及び督促手数料の徴収	出雲市公共下水道使用料条例第10条	有
		385	延滞金の徴収	出雲市公共下水道使用料条例第11条	有
		386	罰則	出雲市公共下水道使用料条例第13条、第14条、 第15条	有
		387	改善命令等	出雲市特定環境保全公共下水道施設の設置及び 管理に関する条例第14条	有
		388	加入負担金	出雲市特定環境保全公共下水道施設の設置及び 管理に関する条例第17条	有
		389	罰則	出雲市特定環境保全公共下水道施設の設置及び 管理に関する条例第22条	有
		390	改善命令等	出雲市農業集落排水施設の設置及び管理に関する 条例第13条	有
		391	加入負担金	出雲市農業集落排水施設の設置及び管理に関する 条例第16条	有
		392	罰則	出雲市農業集落排水施設の設置及び管理に関する 条例第22条	有
		393	貸与した計測器具を損傷等した場合 の損害賠償	出雲市農業集落排水施設使用料条例第5条第2項	有
		394	使用料の徴収	出雲市農業集落排水施設使用料条例第3条第1項	有
		395	督促及び督促手数料の徴収	出雲市農業集落排水施設使用料条例第10条	有
		396	延滞金の徴収	出雲市農業集落排水施設使用料条例第11条	有
		397	罰則	出雲市農業集落排水施設使用料条例第13条、第 14条、第15条	有
		398	改善命令等	出雲市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する 条例第13条	有
		399	加入負担金	出雲市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する 条例第16条	有
		400	罰則	出雲市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する 条例第22条	有
		401	貸与した計測器具を損傷等した場合 の損害賠償	出雲市漁業集落排水施設使用料条例第5条第2項	有
		402	使用料の徴収	出雲市漁業集落排水施設使用料条例第3条第1項	有
		403	督促及び督促手数料の徴収	出雲市漁業集落排水施設使用料条例第10条	有
		404	延滞金の徴収	出雲市漁業集落排水施設使用料条例第11条	有
405	罰則	出雲市漁業集落排水施設使用料条例第13条、第 14条、第15条	有		

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の 対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	処分 基準		
部(局)等	課(室)等						
		406	貸与した計測器具を損傷等した場合の損害賠償	出雲市浄化槽施設使用料条例第5条第2項	有		
		407	使用料の徴収	出雲市浄化槽施設使用料条例第3条第1項	有		
		408	督促及び督促手数料の徴収	出雲市浄化槽施設使用料条例第9条	有		
		409	延滞金の徴収	出雲市浄化槽施設使用料条例第10条第1項	有		
		410	罰則	出雲市浄化槽施設使用料条例第12条、第13条、第14条	有		
		411	指定工事店の取消し又は一時停止	出雲市下水道排水設備指定工事店規則第10条	有		
		412	貸与した計測器具を損傷等した場合の損害賠償	出雲市小規模集合排水施設使用料条例第5条第2項	有		
		413	使用料の徴収	出雲市小規模集合排水施設使用料条例第3条第1項	有		
		414	督促及び督促手数料の徴収	出雲市小規模集合排水施設使用料条例第10条	有		
		415	延滞金の徴収	出雲市小規模集合排水施設使用料条例第11条第1項	有		
		416	罰則	出雲市小規模集合排水施設使用料条例第13条、第14条、第15条	有		
		417	改善命令等	出雲市小規模集合排水施設の設置及び管理に関する条例第13条	有		
		418	加入負担金	出雲市小規模集合排水施設の設置及び管理に関する条例第16条	有		
		419	罰則	出雲市小規模集合排水施設の設置及び管理に関する条例第22条	有		
		下水道建設課 (19事務)		420	負担金等の賦課及び徴収	出雲市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例第5条	有
				421	督促及び督促手数料の徴収	出雲市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例第9条	有
				422	延滞金の徴収	出雲市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例第10条第1項	有
				423	負担金等の繰上徴収	出雲市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例施行規則第17条	有
				424	分担金の徴収	出雲市特定環境保全公共下水道整備事業分担金徴収条例第4条	有
425	分担金の徴収			出雲市農業集落排水事業受益者分担に関する条例第5条	有		
426	督促及び督促手数料の徴収			出雲市農業集落排水事業受益者分担に関する条例第9条	有		
427	延滞金の徴収			出雲市農業集落排水事業受益者分担に関する条例第10条第1項	有		
428	分担金の繰上徴収			出雲市農業集落排水事業受益者分担に関する条例施行規則第14条	有		
429	分担金の徴収			出雲市漁業集落排水事業受益者分担に関する条例第5条	有		
430	督促及び督促手数料の徴収			出雲市漁業集落排水事業受益者分担に関する条例第9条	有		
431	延滞金の徴収			出雲市漁業集落排水事業受益者分担に関する条例第10条第1項	有		
432	分担金の繰上徴収			出雲市漁業集落排水事業受益者分担に関する条例施行規則第14条	有		
433	分担金の徴収			出雲市浄化槽施設分担金徴収条例第2条	有		
434	督促及び督促手数料の徴収			出雲市浄化槽施設分担金徴収条例第6条	有		
435	延滞金の徴収			出雲市浄化槽施設分担金徴収条例第7条第1項	有		
436	分担金の納付			出雲市小規模集合排水事業受益者分担に関する条例第4条	有		
437	督促及び督促手数料の徴収			出雲市小規模集合排水事業受益者分担に関する条例第6条	有		

所掌部局等の名称		No.	出雲市行政手続条例の 対象となる事務の名称	事務の根拠となる 例規の名称	処 分 基 準
部（局）等	課（室）等				
	水道営業課 (14事務)	438	延滞金の徴収	出雲市小規模集合排水事業受益者分担に関する 条例第7条第1項	有
		439	加入金の徴収	出雲市簡易水道事業給水条例第30条	有
		440	加入金の徴収	出雲市水道事業給水条例第30条	有
		441	過料	出雲市簡易水道事業給水条例第38条、第39条	有
		442	過料	出雲市水道事業給水条例第38条、第39条	有
		443	給水装置工事事業者の指定の取り消し	出雲市水道事業指定給水装置工事事業者規程第8 条	有
		444	給水装置工事事業者の指定の停止	出雲市水道事業指定給水装置工事事業者規程第9 条	有
		445	許可の取り消し等	出雲市上下水道局庁舎管理規程第10条	有
		446	工事負担金の徴収	出雲市簡易水道事業給水条例第44条	有
		447	工事負担金の徴収	出雲市水道事業給水条例第44条	有
		448	施設分担金の徴収	出雲市簡易水道事業給水条例第45条	有
		449	施設分担金の徴収	出雲市水道事業給水条例第45条	有
		450	手数料の徴収	出雲市簡易水道事業給水条例第31条	有
		451	手数料の徴収	出雲市水道事業給水条例第31条	有
		452	退去命令等	出雲市上下水道局庁舎管理規程第11条	有
教育部 (9事務)	教育政策課 (3事務)	453	使用の不許可	出雲市立学校の施設の開放に関する条例第5条	有
		454	使用許可の取消し等	出雲市立学校の施設の開放に関する条例第6条	有
		455	使用料の徴収	出雲市立学校の施設の開放に関する条例第7条第 1項	有
	児童生徒支援課 (1事務)	456	終了の決定	すずらん教室及びコスモス教室の管理運営規則 第15条	有
	教育施設課 (1事務)	457	使用料の徴収	出雲市行政財産使用料条例第3条、第6条	有
	出雲科学館 (4事務)	458	許可の取り消し等	出雲科学館の設置及び管理に関する条例第11条	有
		459	使用料の徴収	出雲科学館の設置及び管理に関する条例第7条	有
		460	特別な材料費等の徴収	出雲科学館の設置及び管理に関する条例第5条第 2項	有
461		入館及び使用の制限	出雲科学館の設置及び管理に関する条例第10条	有	
総合医療センター (4事務)	病院総務課 (4事務)	462	行為の中止命令等	出雲市立総合医療センター施設等管理規程第10 条第3項	有
		463	入場又は入室制限	出雲市立総合医療センター施設等管理規程第11 条	有
		464	退去の命令	出雲市立総合医療センター施設等管理規程第12 条	有
		465	使用料及び手数料の徴収	出雲市病院事業使用料及び手数料条例第2条第1 項	有